

法制審議会
民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等
に関する手続（IT化関係）部会
第13回会議 議事録

第1 日 時 令和4年11月18日（金）自 午後1時00分
至 午後4時28分

第2 場 所 法務省大会議室

第3 議 題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の
見直しについて

第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○山本（和）部会長 それでは、所定の時間となりましたので、部会第13回会議を開会いたします。

本日も御多忙の中、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。

本日は衣斐幹事が御欠席と伺っております。

本日の審議に入ります前に、配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

○脇村幹事 本日は、部会資料16「要綱案の取りまとめに向けた検討（2）」を配布させていただいております。部会資料16では、各手続に関し、裁判所に対する申立て等、あるいは提出された書面等及び記録媒体の電子化、電子化された事件記録の記録閲覧、各種の公告を取り上げたほか、民事執行の単純執行文について取り上げております。具体的な内容につきましては、後ほどの御審議の際、事務局から御説明させていただく予定です。

また、参考資料5として、中間試案に対して寄せられた意見の概要を配布させていただいております。

○山本（和）部会長 それでは、審議に入りたいと思います。

本日は前回に引き続きまして、中間試案でペンディングといたしますか、意見が部会内で分かれていたような事項を中心として、御議論を頂ければと思います。

まず、一つ目のテーマとして、部会資料16の1ページ、「第1 裁判所に対する申立て等」のうち1の（1）民事執行、非訟事件手続、家事事件手続において裁判所から選任された者、これについてインターネットを用いてする申立て等の義務付けの可否という点につきまして、御審議を頂きたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 関係官、大庭でございます。御説明いたします。今回の部会資料ですが、各手続に共通する部分がある論点について横断的に検討することとして記載をしております。この項目ですが、民事執行の強制管理の手続における管理人等、非訟事件の手続において裁判所が選任する清算人や仮代表取締役などの者、家事事件の手続における成年後見人等や相続財産の管理人等について、インターネットを用いてする申立て等の義務付けをしないことについて取り上げておまして、御議論を頂ければと存じます。

この項目に関する意見募集の結果につきましては、参考資料5のページ数でいいますと、民事執行の強制管理人等に関しては5ページ以下、非訟事件の手続に関しては196ページ以下、家事事件手続に関しては305ページ以下に記載がございます。

なお、裁判所が選任する者のうち倒産手続において選任される者についてのインターネットを用いてする申立て等の義務付けについては、破産管財人等に関する議論を踏まえるものとして、次の（2）で別途取り上げております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この（1）の点につきまして、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等、御自由にお出しを頂ければと思います。

いかがでしょうか。特段御意見がないということは、この資料、特段の規律を設けないものとするということについて特段の御異論はないという感じでしょうか。よろしいですか。

○**杉山幹事** 杉山です。私も以前、民事執行手続の管理人などについて、なるべくインターネットを用いて申立てをさせるようにしていくのがいいのではないかという意見を述べたと思いますが、裁判所から選任された者が必ずしも法律の専門職に限らないということ、また、手続によって様々な職種の方が関わっていることなどを考えると、今回はこのような形で義務化を見送ったのもやむを得ないのではないかと考えております。ただ、将来的には、裁判所から選任された者の方が、一般の人よりは、効率的な審理に寄与することが期待されていると思われまますので、このような人についてはなるべくインターネットの申立てを促進するような形で進めていただければと思っています。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、資料2ページの（2）再生手続、更生手続及び特別清算の手続において裁判所から選任された管財人等、これらの者に関する義務化の話に入りたいと思います。まず、事務当局から説明をお願いいたします。

○**大庭関係官** この項目は、破産手続の破産管財人、保全管理人、破産管財人代理及び保全管理人代理において、裁判所に対する申立て等につき、インターネットを用いてしなければならないものとするを前提に、ほかの倒産手続における一定の者についても同様に、裁判所に対する申立て等につき、インターネットを用いてしなければならないものとするについて取り上げるものでございます。

具体的には、アの再生手続では、再生手続において裁判所から選任された管財人等について、イの更生手続では、更生手続において裁判所から選任された管財人等について、ウの特別清算の手続では、特別清算の手続において裁判所から選任された監督委員等について、その選任を受けた手続において裁判所に対する申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとするにつき取り上げております。

この項目に関係する意見募集の結果につきましては、参考資料5では190ページ以下に記載がでございます。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。

それでは、この倒産手続の様々ないわゆる倒産機関に関する点であります。これも御質問、御意見、またどこからでも結構ですので、御発言を頂ければと思います。

○**小畑委員** 小畑でございます。再生手続、更生手続等に関する破産手続と同様の機関に対する義務付けについては、全面的に賛成いたします。残る機関としては、担保権の消滅請求あるいは更生担保権の確定手続において裁判所から選任される評価人がいるのですけれども、これは主に不動産鑑定に関することで、そのほとんどが不動産鑑定士が選任されるということになります。この評価人については、この対象からは外れるという理解でいいのかと、それから、評価人についても義務付ける点については何か問題があると認識されているのかという点について、お聞きしたいというのが1点と、例えば再生手続の場合、監督委員が否認権行使を行うという立場にあるのですが、再生手続に規定される否認の請求を行う場合は義務付けの対象になりますけれども、否認の訴えの場合は、これは民事訴訟なので、義務付けの対象にはならないということなのか、それとも、この規律から見ると、訴えについても義務付ける余地があり得るのかという点についてお聞きしたいと思います。私個人としては、それを分けるというのは、余り合理性がないのではないかと考え

ておりますので、その点について少し御議論をお願いしたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。2点御質問でしたけれども、事務局からお答えをお願いいたします。

○脇村幹事 評価人に関しては、実際上の問題というよりは法律上の立て付けといたしまして、これを義務付けるだけの法的な理由が整うかどうかというのが一つ問題だろうと思っております。これまでの議論では、例えば一般的な議論として、訴訟代理人といいますか手続代理人については、これは法律専門職等に着目して義務付けが正当化されるだろうという議論がされていたと思いますが、そういった点でいきますと、評価人はそこに入るのは難しいのかなと思っておりますし、破産手続の破産管財人等につきましても、これは職務として裁判手続に協力していくべき立場であるということからしても、義務付けという議論がされているのだと思いますが、ややそういった観点からも、評価人についてそこまでいえるのかという問題があるのかなと思っております。また、他の手続等でも、不動産の鑑定をされるような方について執行等でも選任されるケースがありますが、なかなかその義務付けは難しいということからすると、評価人についても、法律上は義務付けをしないことになるのはやむを得ないのかなというところでございます。

ただ、それは義務付けるのは難しいといいますが、法の立て付けとしてはそうだとすることを前提としているものにすぎませんので、実際上にはインターネットを使っていたり方向での運用、あるいはそういった促しはされていくものと承知しているところで、それによって多くのケース、今正に小畑委員がおっしゃった点かもしれないかもしれませんが、特に支障がないということであれば、恐らく多くの方はインターネットを通じてされ、最終的にこの裁判手続、この後の議論に出てくる記録の電子化にも影響する話かもしれませんが、仮にそういった話になりますと、電子的なものが進むのではないかと思っているところでございます。

また、2点目につきましては、今回の案では訴えに関しては、法的な立て付けとしては義務付けをしていないことになっているところですので。そこは先生のおっしゃっているとおり、バランスがどうなのかという御議論はありますけれども、一方で訴訟法では訴訟代理人に限って義務付けをしたこととの見合いの関係がございましたので、法律上そこについて義務付けるということまではしないということを我々としては選択しているところでございます。法制審の民事訴訟の部会で議論された際にも、弁護士さん等がされるような、管理人とかそういった方については、法律上は義務付けはしていないのだけれども、実際にはそうするでしょうということが前提の議論がされ、結果的に法律的な義務付けまでは法律上、書かなかったという点がございまして、管財人等につきましても、否認の訴えについては法律上は義務付けられはしていませんが、当然というか、恐らくほとんどのケースというか、一般的にインターネットでされるだろうということを想定して、特段それ以上の法律的な立て付けとしては義務付けないということによろしいのではないかと整理の下、今こう指定させていただいているところでございます。

○山本（和）部会長 山本克己委員は、これに関連した御発言でしょうか。

○山本（克）委員 少し違う観点です。

○山本（和）部会長 では、今の点ですが、小畑委員、今の御説明でいかがでしょうか。

○小畑委員 了解いたしました。

- 山本（和）部会長 ありがとうございます。
- 山本（克）委員 前も発言したような気もするのですが、特別清算については非訟事件、会社非訟の一種だという位置付けになっていることがありますので、（２）のウと（１）の後段の部分との整合性というか、差別化する根拠を少し考えておかないといかんのかなという気もするのですが、その点はいかがでしょう。
- 山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。
- 脇村幹事 すみません、もしかしたらピント外れな答えかもしれませんが、会社非訟の中でもやはり特別清算というのは、倒産手続と位置付けられていることもあり、やや特殊な扱いをされていることかなという点で、差別化できないかというのを発想として今回、出させていただいたところでございます。
- 山本（克）委員 国際倒産法制等で倒産処理手続の一種だという位置付けがされているという辺りが根拠になり得るかなという感じでしょうかね。
- 山本（和）部会長 ありがとうございます。そういう理解でよろしいですか。
- 脇村幹事 はい。
- 山本（和）部会長 ありがとうございます。
ほかにいかがでしょうか。おおむねよろしいですか。
基本的にはこの資料で書かれている範囲の機関につきまして、破産手続と同様にインターネット申立てを義務付けるという方向で、御異論は特段ないという感じでしょうか。ありがとうございます。
- それでは、資料５ページ以下、（３）その他ですね、この点につきまして、事務局から資料の説明をお願いいたします。
- 大庭関係官 御説明いたします。この項目は、（１）及び（２）で御議論いただいたもののほか、委任を受けた代理人と破産管財人等以外の者についてはインターネットを用いてする申立て等の義務付けをしないことについて取り上げるものです。中間試案では、民事執行の手続における申立て等や、破産手続における債権届出について記載をしており、また、これまでの会議において検討の必要性を御指摘いただいた属性の者についても説明の中で記載をしておりますが、これらを含め、法律上義務付けをしないものとするについて御議論いただければと存じます。
この項目に関係する意見募集の結果ですが、主要なところとしては、参考資料５では民事執行の手続における申立て等について１０ページ以下、破産手続における債権届出については１１３ページ以下に記載がございます。
- 山本（和）部会長 ありがとうございます。８ページに（後注）というのがありまして、これは別途この後御議論いただきたいと思っておりますので、その前までのところですね、８ページの上のところまでの（３）その他につきまして御質問、御意見を頂ければと思えます。
- 今川委員 義務化しないということの結論は、やむを得ないのだろうと考えておりますが、ただ、民事執行とか破産というのは計算、配当ということで非常にＩＴ化に親和性の強いところなのだろうと考えております。したがって、次の（後注）の問題もありますけれども、事件管理システムをどうするか、つまり、債権届出なんかは金融機関が多い、また、民事執行についても金融機関が多いだろうと考えられますので、そういう金融機関の

使い勝手のよい事件管理システム、又はそれを含めた、金融機関が使ってもよいということを含めた環境整備というのは極めて重要なのだろうと、そうすると、義務化しなくてもどんどんIT化が進んでいくと、そういうような対応を、法律とは別ですけれども、していただくように国の方にも求めたいと、このように思っております。要望というか、意見です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○杉山幹事 杉山です。先ほどの発言と重複するところもあるのですが、私も以前、検察官とか公的機関について申立てを義務付けする方向で意見を出したと思います。ただ、実際にはいろいろ事情があって、このような形で義務化を見送る結果になったのはやむを得ないと思う一方で、民事訴訟がそうであるように、今検討しているその他の手続も、最終的には全面的なオンライン化を目指すものと理解をしており、そうであるのであれば、一般の人に義務付けをする前に、行政機関とか、あるいは司法機関の者には義務付けといえますか、積極的に使ってもらわないと説明が付きにくいのではないかと考えています。

したがって、法的な義務付けは難しいとしても、なるべくこのような方には積極的にオンライン申立てをしてもらえるようにしておくのがいいのではないかと考えています。また、検察官や公的機関などが関わる手続で、オンライン申立てが少なく紙での申立てばかりということになりますと、裁判所、特に家裁の負担が、今でも大きいところ、もっと負担が大きくなる可能性もあると思います。そのため、まずは運用で、そして将来的には法律で義務化する形なるべく、説明のところに書いてある立場の方にはオンライン申立てを促していく方向にしていだければと思っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○山本（克）委員 私は収益執行における管理人は、管財人とパラレルに考えるというのがよく執行法の体系書等書かれているので、管理人はもう少し検討していただきたいなど、最終的に結論が管財人と違って構わないのですけれども、もう少し何か検討した方がいいのではないかと印象を持っています。資格についてもほぼ、破産法やその他の管財人と横並びの規定になっていますし、管理人は執行法上出てくるほかの者とは少し違うと考える余地もあるのではないかと気がしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局からコメントはありますか。

○脇村幹事 まず、杉山先生からお話いただいた点について若干付加させていただきますと、いずれにしても今回、法改正がされた後の話かもしれませんが、この利用について、一般の方はもちろんのこと、そういう関係機関についても周知等を徹底させていただきまして、利用を促進するといえますか、そういったことは重要だろうと考えているところでございます。なかなかいろいろな機関であってもこの訴訟手続に余りなじみのない方には、こういった法改正を知らない方も多いのは実際のところ、あると思いますので、先生の御意見を踏まえながら、そういったことについては私たちも、もちろん改正された後の話ですけれども、取り組んでいきたいと考えているところでございます。

また、今、山本克己委員からお話のあった点につきまして、現時点では私たちの方では、やはり倒産をくり出してそこで差別化をしようという発想の下、そういう意味では正に倒産と似たものがあるかもしれませんが、倒産4法といわれているものを中心に、案を提示させていただいたところでございます。ただ、今、御意見いただきましたので、先生が

おっしゃったように、どこまで現時点で私たちが検討ができるかという問題はありますけれども、可能かどうか少し考えさせていただきますが、少しその辺、区分けを倒産で区切るかどうかも含めて、少し留保させていただきますつつ検討させていただきますと思います。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。山本克己委員、よろしいでしょうか。

○山本（克） 委員 はい、無理にとは申しませんので、可能であればという程度で結構でございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。それでは、その点はまた更にもう少し事務当局の方に考えていただくということにしたいと思います。

ほかに、この（3）の部分。

○小畑委員 破産手続の債権届出に関する部分ですが、最終的にはこれを義務付けないということで、やむを得ないのかなという判断に私もなりつつあるのですけれども、ただ、パブリック・コメントを見ると、これを支持する意見も少なからずあり、やはり債権届出をどう扱うかということがIT化による破産手続の迅速性の促進と、債権の早期回収を願っている債権者に対する迅速な配当に資することは間違いないので、現時点で、例えばこれを義務付けることが無理だとしても、継続的に検討をしていくということが重要ではないかと考えているところです。それとともに、債権届出を促進するサポート側の制度ですね、こちら側も、例えば代理委員制度の拡充も含めて、そちらの方も併せて検討をお願いしていきたいと思っているところです。この件に関する発言は最後にしたいと思います。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○山本（克） 委員 最後の小畑委員の代理人のうんぬんというところは、私もすごく共感するところがあって、恐らく債権届出のIT化に対して踏み切れない理由の一つとしては、いわゆる集団被害型の消費者被害等を起こした会社が破産した、マルチとかそういうことをやっているところが破産した場合において、被害者の人たちに全部オンライン届出を強制するのは、現時点ではやはり時期尚早だと思うのですけれども、そういうものに対応する手段として、やはり代理人の制度というのが非常に有効なので、代理人制度の在り方というのは重要なポイントかなと思いましたので、発言させていただきました。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○垣内幹事 垣内です。ありがとうございます。ゴシックの内容等については私は特段異論はございません。

1点、確認の御質問なのですが、例えば5ページのその他のゴシックのところですと、法律上義務付けることとはしないということになっておりますが、御説明の中で、例えば7ページの下から3段落目などを見ますと、意見募集の中で、最高裁判所規則で訓示規定を置くといったような指摘もあったという御紹介があります。民事訴訟法に関しても同様のことが議論されていたかと思えますけれども、こうしたことはこのゴシックの考え方の下でもあり得るということになりますでしょうか。その点について少し、何かお分かりになれば、教えていただければと思います。

○山本（和） 部長 それでは、事務当局からお願いします。

○脇村幹事 脇村でございます。御指摘ありがとうございます。先般の民事訴訟法の改正要綱の中では、これは参考といいますか（注）の形ですが、そういった訓示規定を置くべきではないかということが採択されたものと承知しています。今後こういった要綱を踏まえながら最高裁判所において規則を制定されるものと承知しておりますので、恐らく今後、民訴法ではなく、ほかの手續について最高裁規則を定める際にも、そういった規則の在り方を踏まえた上で最高裁の方で適宜判断されるものと承知しているところでございます。

規則事項でございますので、現時点で私の方からこれ以上のことはコメントすべきではないのかなと思いますが、1点だけ言わせていただきますと、恐らくこの部会の中でも、義務付けとは別に、できるだけ促すべきではないかという御意見を多く頂いていたものと承知しています。そういったことを踏まえて、恐らく最終的に判断されると思っておりますのでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。垣内幹事、よろしいでしょうか。

○垣内幹事 了解いたしました。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、基本的な方向性、倒産手續の破産並びの部分、機関については義務化の対象とするが、それ以外の者については法律上の義務化の対象には必ずしもしないと、ただ、先ほど管理人の話が出ましたが、若干の宿題が事務当局に残ったということで、他方で、義務化の対象にはしないと、今、最高裁規則の話も出ましたが、その他、運用の面において、できるだけオンライン申立てが活用されるように様々な関係当局の方で御尽力を頂くべきであるという点についても、恐らく基本的にはコンセンサスがあったのかと思っておりますので、そのような形で取りあえず今日の段階ではこの点の議論は終わりたいと思っておりますが、8ページの（後注）のところですね、フォーマット入力方式を検討するという点につきまして、今のところで御意見が出た部分もありますけれども、これについては別途御議論いただきたいと思っておりますので、事務当局からまず説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明します。この項目は、中間試案ではインターネットを用いた申立て等の可否の項目に（注）として記載をしていた内容を、この資料では第1の（後注）として取り上げるものでございまして、御意見を頂戴できればと存じます。

関係する意見募集の結果としましては、参考資料5でいいますと、主なところとしては、民事執行については3ページ以下、破産手續については106ページ以下、家事事件について302ページ以下に記載がございまして、

○山本（和）部会長 ありがとうございます。この点、そもそも法律事項となるのかということはあるかと思っておりますけれども、これまでこの部会でかなり議論していただいたことですし、また、パブリック・コメントでも御意見を頂いているところですので、御意見、御質問等を頂戴できればと思います。

○笠井委員 この資料の趣旨の確認のような質問なのですが、（後注）自体は私の理解では、普通にPDFなどをアップロードできる方法のほかに、こういうものもあつたら便利だねという話をしていたと一応理解しております。説明のところでも、1のところの3行目とか、あるいは2の検討の視点のところの4行目辺りにも、アップロードする方法のほかにと書いてあります。私自身も、アップロードする方法のほかにフォーマット入

力の方式を、それも使えるようにするというのは便利なので、いいのではないかと思います。いるのですけれども、意見募集の結果を拝見したときに、フォーマット入力しか使えない方式を前提に回答されているところもある程度あるような気がしまして、8ページの一冊下のところも、正にそういうことを前提にして、アップロードする方式も選択可能としておくべきであるとの意見も見られたという、そういう御意見もあったわけです。私自身はフォーマット入力の方式だけということを考えるというのは少し行きすぎではないかと思っておりますので、議論の前提として、その辺りの確認ができればと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局からお願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。部会資料自体の御説明をさせていただきますと、ここ自体は実はそこについて何か決め付けたり、そういったことをしているものではございません。ただ、選択制を採るかどうかが恐らくこの議論をする前提としては重要であると思います。正にパブリック・コメントを見てもそう思いましたので、この部会資料では、その前提についても意識をしていただきながら御議論いただきたいという趣旨で書かせていただいたところでございます。事務局としてその点について何か正直、意見があるわけではありませんが、選択制を採るということも十分理由があると思っている一方で、これまでの議論の中で、例えば破産ですとか執行ですとか、そういうその後の手続につなげていくということを意識されて意見をされている方の意見を突き詰めていくと、フォーマット方式に特化しなければ、その議論はある意味貫徹しないという御意見もあるのかもしれないと思ひ、そういったこともありまして、そうしたいというわけではございませんけれども、その前提について意識しながら御意見いただきたいというのが当局の思いというところでございます。

○笠井委員 分かりました。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○小澤委員 ありがとうございます。一般の利用者にはこのインターネットを用いた申立て等を義務付けしないという方向性に賛成という前提で、より使いやすいユーザーインターフェースを目指すという観点から、（後注）のシステム設計の箇所について、趣旨をお聞かせいただければと思います。

本人訴訟の当事者を念頭に置きますと、民事訴訟手続においてもシステム上のフォーマット入力は検討されるべきであり、現在は最高裁で具体的に検討が進められているものと理解していますが、ここで特に（後注）として取り上げられている趣旨というのは、システム上のフォーマット入力の採用が検討されるのは、民事執行、非訟事件手続、家事事件手続、破産手続等の倒産手続に限るとということなのか、説明中の記載でも述べられているとは思いますが、念のための御質問が1点でございます。

また、フォーマット入力の方式というのは、この定型事件のひな形が用意されていて、そのひな形に入力するような方式をイメージされているのでしょうかというのが2点目でございます。笠井先生の御質問とも重複するのかもしれませんが、スキャナーやパソコンなどでPDF変換する環境が整っていない方のためには、システム上で直接入力するような方式もあるとは思っています。ひな形に入力する方式のほかにも、例えば、システム上、ウェブ画面に直接入力することができる方式もあり得るのではないかと思います。そのような方式も引き続き検討されるという理解でよろしいのか。

なお、破産手続等においては、現在は全国の裁判所で独自の書式が採用されているように思っていますが、システム構築後については統一されたフォーマットで手続を進めることが利便性を高めることにもなると思われしますので、そのような観点からの設計もお願いしたく存じます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。幾つか御質問だったと思いますので、事務局からお願いいたします。

○脇村幹事 部会資料の趣旨という前提での話ですけれども、この対象事件について絞る趣旨で資料を作っているのかといいますと、それは別に絞ることは正直、考えていません。ただ、一方で恐らくひな形を用意する、あるいはシステム上、それもひな形というのかもしれないけれども、システム上の入力方式を採用するのに、なじみやすい事件がある、あるいはなじまないものがあるというのは、恐らくそういった事件類型があるだろうと思っております。書いているのは、執行とか破産はなじみやすいのかな、あるいは家事の類型というのはなじみやすいのかということで一応、例示的に書いたというところでございます。今後そういった事件類型を踏まえながら、事件数の多さとかをいろいろ考えながら、検討が進むのかなと承知しています。

また、方式については、これも最終的にはシステム開発を担われる裁判所が判断されるべき事項だろうと思っておりますが、この部会での議論では、ひな形といいますか入力式、画面上で入力していくということも議論として御意見いただいたところだろうと思っております。また、この後も恐らく意見が出てくるのではないかと思います。そういったことも、少なくとも法制審の部会では話題になっていたと認識しており、最終的にはそういった意見を踏まえながら検討されるべきものだと考えております。

○小澤委員 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

○笠井委員 今の小澤委員のおっしゃったことに関係するかと思いますので、要するに法律事項ではないということが前提なのですけれども、そういう意味では民事訴訟でも、法律はできていますけれども、システムの作り方でこういったフォーマット入力みたいなものもあっていいと思っておりますので、そこは民事訴訟で否定されているわけではないと理解しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○小畑委員 法律事項であるかというところの問題は一旦置きまして、例えば破産とか民事執行に関しては、IT化を促進するということでフォーマット入力ということが国民の便利にも資するのだということですね、その点を前提として議論をしているのだということをお明らかにする意味でも、最終的な要綱案にはこの部分は残していただきたいと考えているところでございます。

このフォーマット入力の問題でいえば、全然違う話になるのですけれども、コロナ禍の持続化給付金の申請は、対象が法人と個人事業主ですけれども、インターネットでしかできない方式が採られていたと思います。必要書類についても、スマートフォンで写真を撮って、それを添付するというような形で申請するということが行われていたと思いますので、フォーマット入力による申請は司法手続以外のところでも既に進んでいると思います。

ので、是非残していただきたいと考えているところです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局、何かありますか。

○脇村幹事 恐らく今、先生がおっしゃった、残してほしいというのは、要綱でも法律事項でなかったときも（注）か何かの形で、検討すべきであるとか、そういった思いを何か形として残すべきではないかということかと思いました。また御意見いただきながら、私たちの方でも引き続き考えていきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○垣内幹事 垣内です。ありがとうございます。フォーマット入力的方式が場合によって非常に利便性が高いものになり得るということは、御指摘のとおりかと思っておりますので、笠井委員のお話にもありましたけれども、そういうオプションが作られるということは端的に言えばプラスなのではないかと考えております。

ただ、具体的にどういう内容の入力が必要な申立てなのかとか、申立てそれぞれに応じて、やはりフォーマットが向いている場合と向いていない場合というのがあると思えますし、また、一見フォーマット入力に適していると思われるような場面であっても、例えば債権届出などは一般的には向いているということかもしれないと思えますけれども、複数の債権などがあつたりして、そういうのを自分の手元ではエクセルなどで整理をしているものを、いちいちフォーマットに転記してコピー・アンド・ペーストしなければいけないとか、仮にそういったことになるのだとすると、かえって利便性を損なう、あるいは自分の手元で作った書面で整理をしているものをいちいち転記したりとかいうことをしなければならないということになりますと、かえって負担が増えるという場合も場合によってはあり得ますので、いずれにしても具体的なシステムを設計される際のインターフェースは、個々の態様に即して適切なものであるように御検討いただく必要があるのかなと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○大谷委員 大谷でございます。ありがとうございます。これまでに意見を述べられた方の御意見にほぼ賛同する形ではあるのですが、基本的にフォーマット入力というのはIT化の効率性あるいは正確性といったものを高めるために有用だと思いますし、特に本人で訴訟手続をされる方にとって非常に使いやすいものだと思いますので、賛成の立場でございます。特に、計算式を誤らないために、計算が必要なものについて基礎となる数字を入力するという形でのフォーマット入力には効果がとても高いものだと思います。

他方、民間事業者などで、士業向けのケースツールですとか、そういったものを独自に提供されている事業者もあり、そこで作成したものを、例えばCSV形式でスプレッドシートに出力して、それをアップロードしたいというようなニーズも出てくると思っておりますので、できるだけ柔軟なフォーマットでのエントリー、入力が可能となるように、これは法律事項ではないと思われますので、最高裁のシステム開発の中で、柔軟性を持った設計思想で取り組んでいただけるように期待したいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

基本的な方向性については、恐らくそれほど大きな違いはないということであったかと思えます。最終的に要綱案の中でどのように取り扱うかということについては、先ほどありましたが、事務当局において更に御検討を頂ければと思います。

それでは、よろしければ、引き続きまして部会資料9ページの「第2 提出された書面等及び記録媒体の電子化」の問題に移っていきたいと思います。まずは1、提出書面等の電子化の対象事件のところですが、(1)で執行、保全、破産及び非訟、この部分につきまして、事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 この項目では、民事執行、民事保全、破産手続及び非訟事件の手続において、裁判所に提出された書面等の電子化のルールについて、そのルールが適用される対象事件等に関して取り上げておりまして、御議論いただければと存じます。

この項目に関する意見募集の結果につきましては、参考資料5では、民事執行について14ページ以下、民事保全については78ページ以下、破産手続については127ページ以下、非訟について200ページ以下に記載がございます。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。

それでは、この部分、民事関係ということになるのでしょうか、いろいろな事件がありますけれども、どの事件との関係でも結構ですので、御質問でも御意見でも御自由にお出しを頂ければと思います。

○今川委員 私は当初から申し上げておりますとおり、訴訟記録の管理であるとか、前から出ていますけれども、閲覧等の利便性等、また訴訟に携わる者としての利便性から考えると、原則として全面的にIT化をしていただきたい、このように考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○岡部関係官 デジタル庁の岡部でございます。意見を言う機会を頂き、ありがとうございます。ここにお書きいただいている事務局の案につきましては、民事訴訟と同様の内容を規律しようとするものと理解しておりますので、この内容自体に何か異論があるというわけではございません。ただ、意見募集の結果を見て、電子化のメリットなどにつきまして、やや気になる点がございましたので、少しコメントをさせていただきたいと思っております。

まず、電子化のメリットという点なのですが、資料を読んで、我々の理解なのですが、資料の一部あるいは意見募集の一部には、やはりオンラインの閲覧を特に強調する向きがあるのかなと感じたところがございます。ただ、この点につきましては、従来申し上げてきましたとおり、デジタル庁から見ますと、電子化というのは、紙の記録の持参、郵送、保管、管理みたいなもの、これに限られませんが、閲覧以外にも国民の皆様にとって多種多様なメリットがあるのかなと承知をしているところがございます。もとより閲覧というメリットは大変重要なものとは理解しておりますけれども、デジタル庁としましては、これをほかのメリットと比較して殊更重視するという考え方は採ってはおらないところがございます。

そういう視点も前提にしながら、もう1点コメントさせていただきますと、意見募集の結果として、債務弁済許可などの一部の事件類型が例外類型として挙がっているところで

ございます。この辺りに関しましては、一般論としまして、デジタル庁としては、いわゆるデジタルとアナログというものが混在する場面が増えるということになりますと、これはかえって業務の負担が生み出されないかという懸念は抱いているところでございます。もしこういった一部の事件類型を例外として切り出すということでもございましたら、やはりそれは民事訴訟と比べて電子化の負担が重い、あるいは高いといえる根拠ですとか、あるいはその負担をクリアしていく措置としてどういう手法があり得るのかとか、あるいはアナログといういわゆる例外フローですね、これを業務やシステムでしっかり拾っていいのかといったような点、これを具体的な場面を念頭に置いて整理していく必要があるのではないかと感じているところでございます。後にまたコメントさせていただこうと思えますけれども、家事事件の戸籍関係のお話はそういう整理の一つと感じているところでございます。

最後に、法制ではございませんけれども、我々、裁判所のシステムの構築などを支援している立場から、運用に関しましてコメントさせていただきます。いわゆる電子化につきまして、裁判所職員を含めたユーザーが負担に不安を覚えるというのは、これはデジタル庁としても十分に理解できる場所と見ております。ですので、こういった点につきましては業務フロー、それから構築中あるいは構築していくシステムの機能、こういったものの両面から丁寧な説明が必要と見ておまして、デジタル庁としてもこの辺りについては知見を共有して、支援をしてまいりたいと感じているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。（１）の部分。

○橋爪幹事 パブリック・コメントに際して各地の裁判所から寄せられた意見を御紹介させていただきたいと思えます。民事執行や民事保全、破産、非訟事件の各手続について、全ての提出書類を例外なく電子化することが義務付けられることには、やはり非常に強い懸念が寄せられております。各手続においては、必ずしも代理人が選任されているわけではなく、多種多量の添付書面や疎明資料が提出される事案もあり、その中には電子化のコストに見合うだけの当事者や裁判所のメリットが見出しにくいものもあるとか、そういったものも含めた例外なしの電子化の義務付けについては、手続の迅速かつ円滑な進行に影響が生じかねないのではないかとといった懸念の声が強いことは、改めて指摘しておきたいと思えます。

電子化のメリットについて、先ほどデジタル庁の方からの説明もありましたけれども、紙を電子で保管するという自体にメリットがあることは理解しているつもりですが、ただ、やはり書面の性質等によってメリットの大きいものと余り大きくないものがあるのは間違いないのではないかとこのように感じています。

その上で、今回の部会資料の少し先の部分になりますが、別表第１の家事事件の中では、一部の事件類型について申立て等とそれ以外とを区別して、申立て等は全面的に電子化するが、申立て等以外の書面については電子化することの義務付けまではしないといったことが提案されているところですが。各地の裁判所からは、同じように電子化のコストにメリットが見合わない場合が多いと考えられる事件類型として、例えば、民事保全の審尋を経ないで発令される事件や、非訟事件のうちの清算人選任事件、過料事件などといった事件類型を指摘する声も出ています。そうしますと、少なくともこれらの事件については同様

の規律を適用して、添付書類や疎明書類を電子化するかどうかについては、改正法施行後の実際の運用状況を踏まえた裁判所の適切な裁量的判断に委ねていただくということもあり得るのではないかと考えたことを思っております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○笠井委員 今の裁判所の御意見もよく理解できる箇所はありますが、全部電子化することについてのデメリットとして2通りの御意見があったような気がして、一つは、いろいろな雑多なものが出てくるから、要らないものまで電子化する必要はないのではないかと御意見と、それから事件類型を分けて、こういうものは要らないのではないかと御意見と、二つあったと思うのですけれども、前者の方でいくと、そこをより分ける基準みたいなものを作るというのは非常に難しいところがあって、法律で全部規則に委任してしまうというのはいかがなものかとも思いますし、そういった基準を立てるのがすごく難しそうだなということが一つです。

それから、事件類型で分けるというのは私自身、後で出て来る（2）のような方向というのは、家事事件については割と共感を覚えているのですけれども、民事の場合は、例えば民事保全を挙げられましたけれども、多くの事件というのは私の理解では、弁護士さんが付いて申立てをしていることが多いと思いますので、審尋せずに終わってしまうようなものといってもそれほどメリットはないのではないかと思います。民事保全で後から異議が出るということも当然あるわけですから、非訟事件については今、詳しく申し上げることはできませんけれども、民事保全の一番多い類型のような仮差押えとか、処分禁止の仮処分とかというのまで電子化しないということは、そこはやはりそういう方向はやめた方がいい、つまり、全部電子化するという方向に考えた方がいいのではないかと思います。ほとんどは弁護士さんが電子的に申立てをする事件だと思いますので、それほど手間にならないのではないかと推察しております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 笠井委員と同じような意見なのですが、家事事件と一緒に話をされたので、家事事件の場合、今までの議論の状況から見ると、戸籍謄本が非常に多くて、それも原戸籍まで遡ってしまうと、とじ方とかそういうものが問題で、PDF化するのがややこしかろうと、そういう議論だったように思っておりますので、家事事件をそのまま持ってきて、今、裁判所がおっしゃったようなことを言うのは、少し理由が違うのではないかと私自身は感じております。いずれにしろ家事事件においても弁護士が申立てをする場合は、これは当然、PDF化しているわけですから、できないことはないのであって、やはり全面電子化をすべきではないかと考えております。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

○山本（克） 委員 最高裁の今の御意見なのですが、裁判所の規則に委ねるという場合でも、例えば非訟事件手続法の総則にそれを書いてしまうのが、つまり、非訟事件全体をそういうふうに裁判所の方の規則に委ねてしまうのではなく、やはりそういう方向、御提案になるのであれば、もう少し、こういう事件についてはこうだということを言っていたかかないと、完全に白紙委任という形でやるのは私は適切ではないと思います。

家事事件については、旧甲類ですから別表第1の事件か、に限定する形で議論がされていますので、せめてそれに対応する、見合うような形で、こういう場合はこうだということを事件を分けて議論するというでないと、やはりなかなか納得はし難いという感じで、そして、それ個別にやはり我々としても納得できるかどうかということをお場で、やはり法制審の部会場でやるべきだろうと思います。ブランケットで委任するというのは、やはり私は今回の改正の在り方として望ましくないと考えております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにこの点、いかがでしょうか。事務当局からコメントはありますか。

○脇村幹事 今、意見いただきました、それを踏まえて、次回には一定の方向性を出した案を出させていただきたいと思っています。現時点で恐らく、最高裁の方から御意見ありましたが、一方で当局として何か具体的に、山本克己委員がおっしゃったように、これについては例外を置くべきではないかという案を持ち合わせていないのは、正直申しあげないといけなところだと思いますが、頂いたものを踏まえて、次回には何らかの形で、用意させていただきたいと思っています。

○山本（和）部会長 ということですので、本日の段階では依然としてと申しますか、御意見は分かっていたということかと思えますけれども、次回、具体的な御提案を事務当局から頂いて、更に御審議を深めていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、今度は資料1 1ページ以下の（2）家事事件の方に入りたいと思います。事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 この項目では、家事事件の手續においても、裁判所に提出された書面等の電子化のルールについては原則として適用されるものとしつつ、別表第1に掲げる事項についての審判事件のうち一定のものについては、申立てに係る書面等以外のものについては適用しないとするについて取り上げており、御議論いただければと存じます。

この項目に係る意見募集の結果につきましては、参考資料5のページ数で申し上げますと313ページ以下になりますが、そちらに記載をしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点、先ほどの議論の中で既に言及を頂いたところもありましたが、改めて御質問、御意見等、御自由にお出しを頂ければと思います。

○笠井委員 特に何か具体的な文言を考えて言っているわけではないので、ただこういうことを書く必要があるかもしれないという程度なのですけれども、私自身は、先ほど言いましたように、別表第1のうち一定のものということでもいいような気がしていて、かつ、具体的に挙げられているものは、その後手續がずっと続いて、記録をまた見なければいけないという話に余りなりそうにないものが挙げられているので、そういうものについて電子化しないという選択肢はあっていいと思っておるのですけれども、それを法律で書くときに、別表第1のうちのどれかというところでもう止めてしまうのか、何か一定のものを限定して書くべきかという辺りは、それ以上私は今、言えないのですけれども、検討する必要があるのかなとも思いました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○岡部関係官 デジタル庁の岡部でございます。先ほどに続いてコメント等をさせていただきます。こちらの内容につきましても、デジタル庁の方から特定の案について賛否という

わけではございませんけれども、部会資料の記載の一部に、少し理解が追いついていない部分がございますので、質問させていただいた上でコメントさせていただければと思います。

その内容ですけれども、部会資料の12ページがございます、「申立人と裁判所との間の書面審理を中心とする（電子化のメリットが高くないと考えられる）もの」というような形で整理されているところがございます。要するに、私が理解する限り、いわゆる当事者対立構造でない場合にはメリットが高くなるという整理なのかなと理解したところがございますけれども、そのようにメリットが高くなるといえる理由を敷衍して教えていただけますと幸いです。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 脇村です。ここの趣旨は、申立人と裁判所、相手がないという前提のケースについては、恐らく出されている資料のほとんどは申立人の持っていた資料ですので、申立人が出したということを前提にしますと、自分で持っているもので、何か裁判所の方で電子的に保管しておいて、それを見たい、あるいは後で使いたいということは少ないのかなと思っていただいていたのを少し書かせていただきました。

ただ、恐らくこの電子化のメリットということについて、我々はどうしても手続保障の観点から、閲覧とかそういったことを重視してしまうというきらいがあるというのは、先ほど御指摘いただいたとおりですが、記録の管理などの視点からすると、それは同じではないかという御指摘はあるというのは承知しているところです。そういう意味では、部会資料では、手続的な観点かもしれないですけども、閲覧謄写についての議論がされていたこともあるので、こういった書き方になっているというところですが、それについてはこの電子化のメリット、そもそも電子化のメリットなのか、閲覧のメリットなのか、若干言葉のあれがあるかもしれないですけども、若干そういう言葉はもう少し正確に私たちも使っていきたいと思っています。少なくとも部会では閲覧等が手続保障の根幹であるような、そういった御議論を前提にしていたことで、そういうふう理解して書いていただいているところがございます。

○山本（和）部会長 岡部関係官、今の点を踏まえて、お願いします。

○岡部関係官 大変御丁寧な御説明ありがとうございました。既に脇村さんの方でまとめたいただいたとおり、デジタル庁としては子の氏の変更事件などについてもいわゆる電子化のメリットがあるということは、先ほどと同じようなお話でございます。閲覧というメリット、大変重要なものと理解はしておりますけれども、これが他のメリットと比較して殊更特に重視すべきというような考え方は採っておらないということでございます。御説明ありがとうございました。

その上で若干コメントをさせていただきますけれども、家事事件のうち別表第1事件の一部、これが民事訴訟とは違うということの理由として、同じ12ページの辺りにほかに2点ほど挙げていただいているかと思っております。運用にわたる事項もあるとは思っておりますけれども、この2点についてコメントさせていただこうと思っております。

まず、戸籍謄本などにつきましてですけれども、これは先ほど来、各委員の先生方からもコメント等が出ているかと思っております。家事事件というのは他の類型とは異なって、そこに書かれている戸籍謄本などが、取り分け分量が多い形で提出されることが多いというこ

とで、こういったものを電子化するということについての不安があるということは想像し、また理解しているところではございます。

ただ、この点に関しましてデジタル庁としてコメントさせていただくとすれば、これは一つの手法ということではございますが、例えば、我々の方で従来申し上げている、いわゆる戸籍情報連携ですね、これを活用すれば対応できる事項もあるのではないかと考えているところではございます。もちろんこの戸籍情報連携というものを裁判手続で活用できるのか、その辺りが決まっているわけではないとは思いますが、もしそういったことが可能なのであれば、裁判手続でもこれを活用していく、そのためには法務省とも連携をしていくといったことを御検討いただくことがいいのかなと感じているところではございます。特にこの点、次の迅速処理の必要性という問題も出てきますけれども、この辺りも強調される場合には、なおさら検討を進めていくことがよいのかなと思っておりますし、デジタル庁としても、その活用のためにはできる限り協力をしたいと感じているところではございます。

それから、もう1点、迅速処理の必要性の高さということで、いわゆる電子化するための時間的なコストを掛けることが相当でないといった御指摘についてのコメントもさせていただこうかと思っております。いわゆる電子化をするために時間的なコストが掛かるのではないかという不安についてもデジタル庁としては理解しているつもりではございます。ただ、重要なことは、この時間的なコストというものが一体どういうものなのかということや、それを定量的に把握をした上で、もしそういったコストがやはりあるということであれば、その解消に当たっていくという手順をもって検討を進めていくべきと感じているところではございます。この点、運用にわたる部分かもしれませんが、先ほどの他の分野と同様に、業務フローとシステムの機能という両面から検討して、不安に思っておられるユーザー、特に裁判所の職員の方々への説明をしていくことが大変重要と思っておりますし、この点につきましてはデジタル庁としても同様に知見を共有して、支援等をさせていただきたいと考えているところではございます。

長々と失礼いたしました。ありがとうございました。

○山本（和）部会長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

○櫻井委員 ありがとうございます。先ほど、他の手続においてこの電子化のメリットはどのようなものがあるのかという議論があったかと思うのですが、それを踏まえると、この家事事件に関しても、デジタル庁の岡部関係官がおっしゃったように、やはり電子化のメリット、多種多様なメリットがあるのだらうと思います。そういう意味では家事事件についても全面的に電子化の対象とするべきであって、一部にせよ例外を認めるという案に対しては全面的に賛成ではないのですが、ただ、一方で件数が非常に多い事件類型の中で、申立書以外の戸籍謄本等の書面について、果たして電子化を全部しないといけないのか、その必要性と裁判所に掛かるコスト等を考えますと、例外的に一部の類型に関しては、過渡期にあるという今の段階ではやむを得ない部分もあるのではないかと感じているところではございます。

ただ、別表第1に掲げる事項には、12ページに例えばということで掲げられているような事件類型以外に、一定期間、係属する成年後見等の事件、実質的には対立構造にある

ような親権喪失、親権停止に関する事件や推定相続人の廃除事件など様々あるわけです。そういったものに関しては例外の対象からは明確に除外するべきであろうと思います。そういう意味で、子の氏の変更等、部会資料に書かれているような類型に限定することが明確になっている必要があるのではないかと、もし例外を認めるのであれば、最高裁規則に定める事件類型といった形で限定列挙していただくのがいいのではないかと考えています。

かつ、今回こういう形でもし例外ということになるとしても、将来的にはやはり全面電子化を目指すべきで、永続的に例外にするのかということに関しては、やはり見直しの機会というのが将来的にあってしかるべきだろうと思っています。先ほど岡部関係官もおっしゃったような、戸籍に関して行政との連携も考えられているところ、もちろん個人情報の保護などいろいろ配慮しなければいけないこと、クリアしなければならない問題はあるにしても、そういったことでいずれ戸籍等についても電子化をしないとする必要がなくなるのではないかとというのが1点と、もう一つは、先ほどのフォーマット入力のお話がありましたけれども、子の氏の変更等、ここに記載されているような事件類型については入力しなければならない内容が比較的シンプル、かつ定型的なのですね。特に本人申立てが多いということに鑑みると、フォーマット入力という形でのシステム設計が、恐らくほかの事件類型よりも比較的容易ではないかと思えますし、その導入によって、当事者の方がそれを利用することによって電子申立てにつながる可能性が非常に高い類型でもあると思いますので、併せてそういったシステムの導入も考えていくべきではないかと考えています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○大谷委員 ありがとうございます。大谷です。これまでに出た御意見にほぼ同意するものでございますけれども、今、デジタル庁の方から戸籍情報連携についてのお話がありましたが、今の時点でそれが実現していない以上、今回、戸籍謄本などの電子化などについて、御負担の大きさを想定しますと、例外とするのは妥当ではないかと思っております。そこで、行政が電子化しているファイルを裁判所が改めて電子化するのは、基本的に大きな非効率だと思っております。かねてからの課題として、ワンストップ化やワンスオンリーというのは直ちに難しいものとは思われますけれども、先ほどデジタル庁からのお話で、こういった行政情報との連携について前向きであるということを知りまして、非常に有り難いと思っております。今回の検討とは別に、訴訟手続の利用者にとってもメリットの高い、行政情報を活用した訴訟手続というものについて、また別の場を設けてということになるかと思っておりますけれども、是非とも前向きに進めていただくよう、一言追加させていただきます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○杉山幹事 杉山です。手短に、かつ抽象的になりますけれども、私自身は家事事件手続法の別表第1の事件について、ほかの事件のように電子化の困難さを基準に電子化するものとしなないものを区別するのは難しい点は理解する一方で、電子化する書類について、あるいは事件について、完全に裁判所の裁量に委ねるのは、かえって裁判所の判断の負担になると思えますし、逆に大変だからといって全て電子化されない可能性もあるので、法律で何らかの考慮要素を示して、規則で具体的に書くとかいう方法もあると思えます。また、先ほど戸籍謄本の話もありましたけれども、今後行政機関との連携が進んでいく文書もあるので、今の段階でどれくらい具体的に規則で書けるのか、また書いたとしても近いうち

に変更しなければならないものもあるかもしれませんが、少なくとも何らかの判断基準は、示した方がいいのではないかと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○戸苅幹事 裁判所としましてはこれまでも、いずれは家事事件記録についても全面電子化を目指すべきだと考えていると申し上げてまいりました。ただ、紙媒体の資料が相当程度提出されることが想定される、特に本人申立ての多い家事事件においてそういうことが想定される過渡期において、一律に全ての事件類型において、当事者等から提出された全ての書面を電子化しなければならないような規律は避けてほしいとこれまでも繰り返し申し上げてきたところでございます。

この点、今回の部会資料の御提案については、事件記録の中でも重要性が高いと考えられる申立て等に係る書面を電子化の対象とする一方で、電子化する必要性が乏しいと考えられる添付資料などを電子化の義務付けの対象から外すというものであり、あり得る考え方であろうと私どもとしても考えております。そして、部会資料で例示されている、その対象となる例外的な事件類型につきましても、例示という意味では相当なものではないかと考えているところです。

先ほど岡部関係官の方から戸籍の情報連携の話もございました。私ども裁判所としまして、戸籍の電子証明書の利用等、行政手続の分野で進められているデジタル化の施策の進捗も注視しつつ、関係機関と連携しながら適切にその検討を進めてまいりたいと考えております。

もっとも、例外の対象として想定している事件類型については、事件数も多い上に、戸籍といっても相当古い戸籍も含めて大量の戸籍謄本が提出される場合が少なくないというところでございます。そうしたところからしますと、現時点では、こうした関連の施策がどの程度進捗、普及するかも含めて、過渡期において紙媒体での提出がどの程度残存するかが見通せないところがございまして、家事事件につきましても例外の規律を設けておく必要があると考えているところでございます。

それから、笠井委員、櫻井委員、杉山幹事の方からもお話があったところでございますが、何度も申し上げますが、私ども裁判所としましては将来的には事件記録の全面電子化を目指していききたいとは考えておりますので、改正法の施行後もオンライン提出の普及状況やデジタル化の進捗等に応じて、例外の範囲を柔軟に変更、これは、拡大する気はございませんので、縮小の方向ですけれども、例外の範囲は柔軟に変更していききたいとは考えておまして、それができるような仕組みにすることが望ましいと考えております。法律で、例えば具体的な例外類型を細かく列挙するのではなくて、例えば規則などですとか、そういう形で例外の範囲は柔軟に今後、状況に応じて縮小、変更できるような仕組みとすることが望ましいのではないかと考えているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○小澤委員 家事事件の手に限らないのですが、戸籍謄本や不動産の全部事項証明書などが提出された場合に、それらを電子化することに裁判所が労力を割く必要性は高くないのだろうと思っています。例えば、不動産であれば不動産番号のみをシステムで管理することなどで対応も可能だと思いますし、戸籍のコンピューター化以前に相続が発生した事件で、改正原戸籍等の一式を全てPDF化するというのは、本当に大変な作業になりますの

で、裁判所の限られた人的リソースをそこに割くことが果たして妥当なのだろうかと思っています。戸籍謄本、住民票の写し、不動産や法人の全部事項証明書といった行政機関の有する情報は、そちらで適切に保管されている限り、その気になれば当事者や利害関係人が当該機関から元のデータを参照することもできますので、その意味で裁判所でわざわざ電子化する必要性は高くないのだろうと思います。

また、事件管理システムにおいても戸籍謄本や不動産、法人の全部事項証明書等のバックオフィスの連携の可否が検討、模索されているものと思われまので、記録の二重保管を避けるという趣旨からも、それらの情報の電子化の必要性だけではなく、提出の必要性といった観点からも引き続き検討していただければという意見を持っています。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○山本（克） 委員 何度も恐縮です。皆さんの御意見を伺っていて、第1表の事件の中でも、まず、事件の種類による例外と書面の種類による例外が交錯して論じられているのですが、その二つを分けるべきであると思います。戸籍の古いものについてはいろいろと難しい問題がある、私も昔、大学内の職員の法律相談を受けて、明治時代から登記を放置されていた物件についてどうしたらいいのでしょうかというのを見て、もう明治から遡らないと今、共有者が誰か分からないというようなものを見たことがありますので、そういう場合を考えると、もう大変であるということは想像に難くないわけなので、戸籍についてはそうかもしれないと思いますが、民事局の御提案に対しても申し上げたことですが、何でも余り白紙委任はしたくないというのがあれですので、事件の種類として考えられるとすれば、やはりその後の変更、取消しがあり得る事件と、そうでない事件と、あるいは、ある事件に付随してまた別の事件が付随的に出てくるというような場合は、やはり電子化した方がいいのではないかという感じがしています。具体的にどれがどうということはあるのですが、やはり相続放棄というのは典型的すぎて、それに妥当するから一般化するというのは、私は少し行きすぎなので、もう少し事件の種類に応じた議論をきちんとすべきなのではないのかという印象を持っていますし、それとは別の観点で、書類の種類によるというのも、縦串と横串を併せて議論をすべきなのかなという気がしております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○河村委員 主婦連合会、河村です。ありがとうございます。デジタル化とかIT化ということを目指して、長い時間を掛けてこういうふうに議論しているのだと思うのですが、汗を流して手でPDF化することはデジタル化でもIT化でもないとは私は最初から思っております。デジタル化によって、市民も利便が高まる、行政も裁判所も利便が高まるというようなところを目指していかない限り、過渡的だから汗を流して手でPDF化しましょう、それもなるべくたくさん、全部みたいなことを目指すのは違うのではとおもいます。真の利便の高いデジタル化に向かいたいという思いは共通していると思いますので、過渡的な段階では、私は細かい現場の書類の種類とかは分かりませんが、なるべく柔軟にしておいて、真の利便の高いデジタル化に向かうべきだと、向かう道をきちんとこれからの議論も残していかないと、どこかで固定してしまっていて、汗を流してPDF化することがデジタル化が進んだことになるということには、これに限らずですが、懸念を持っております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

○垣内幹事 垣内です。ありがとうございます。いろいろ御意見を伺っていて、それほど付け加えられることがあるということでもないのですけれども、ごく一般的に言えば、一部の事件について、やはり電子化のメリットがそれに要する労力、コストに見合わないと感じられるものがあるのではないかとすることは、もっともではないかと思われまして、今回、11ページの(2)で家事事件の別表第1に掲げる事項についての審判事件の一部ということで、それが切り出されているということなのですけれども、こういう整理の仕方は十分あり得るものなのだろうと思っております。先ほど来、御議論がありますように、更に限定した形で法律で範囲を画するということが、事件の種類あるいは山本克己委員から御指摘のありましたように、書面の種類等に着眼して、十分合理的にできるということで着地点が見い出せるのであれば、もう少し限定した形でということでも、それはもちろんその方が望ましいことかと思っておりますけれども、現状のような形で別表第1という形で一番の外枠を画しておくということであっても、これは最低限、限定としては意義のあるものだろうと考えております。

その点と関連しまして、別表第1に着目しているというのは結局、先ほどデジタル庁の岡部関係官からの御発言にもありましたけれども、二当事者対立構造を手続的に前提としているかどうかというところが一つ、大きなところなのだろうと思っております。対立当事者があって、攻撃防御をするという場合については、もちろん閲覧の利便性というのが電子化の唯一のメリットではないし、ということ先ほど来、御指摘があったとおりではありますけれども、しかしそのことは手続における攻撃防御の観点からは非常に重要なものでありますので、それは是非とも確保されるべきであると、しかも、そのこと自体は裁判所や、ひいては一般国民にとっての利益というよりは、当該手続の当事者に直接関わるものから、これは法律で義務付ける必要があるということだと思っております。

それに対して、閲覧以外の各種のペーパーレス化に伴うメリットというものは、これはもう少し、それがどこに具体的に考えられるかというのは様々でしょうけれども、裁判所は組織としてメリットを感じる場所があるかもしれませんし、また、裁判所という機関を設置運営している国、そして、その費用等を負担している国民一般ということになるのかもしれませんが、そうしたところにメリットは広く、しかし薄く及んでいるということかと思われまして、その局面については少し区別して考えるということは十分にあり得ることではないかと思っております。そういう意味で、この11ページの(2)の整理は一応あり得るものだろうと理解をしているところです。

その上で、先ほど来の議論を伺っていますと、義務化をしない場合は裁判所はもう一切電子化しないという前提で議論がされている部分もあるように聞こえたのですけれども、その点で一つ確認なのですが、(2)のところ、下記2(1)②のルールは適用しないとなっておりますので、これは13ページの上の②のところですので、申立て等に係る書面等以外のものについても記録しなければならないという規律を及ぼさないということとなっておりますが、そうであったとしても、ある種、任意に電子化することはあり得るのではないかと理解しているのですけれども、そこはそういう理解でよろしいのか、この②の規律がないときに、義務の対象となっていない、紙で出された申立て以外の書面等について電子化をすれば、それは電磁的訴訟記録の一環として閲覧等の対象になるであ

るとか、様々、記録としての法的な位置付けが与えられると考えてよいのかというところを1点、念のために御確認をさせていただきたいと思います。

それから、関連しまして、デジタル庁の岡部関係官から解説のあったところに関しまして、閲覧以外のペーパーレス化というか電子化のメリットについては、これは裁判所で実際、書類の管理等に関係し、あるいは関わる立場にある裁判所の職員その他のの方々にとって、何かペーパーレス化のメリットが感じられると期待してよいものなのか、それとも、それはそうした関係者には放っておくと感じられないものなので、法律で義務化しないと電子化というものは促進されないと、そういうふうに理解をすべきものなのか、その辺りについて専門の御知見を少し御教示いただけると有り難いと考えております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。それでは、事務局の方からお答えを。

○脇村 幹事 少し後半は難しいかもしれませんが、前半だけお答えさせていただきますと、恐らくこのルールを適用しないとしました場合には、ルールがある意味、何もない状態のようにも見えますが、その意味では解釈論だろうと思っておりますが、私の理解では、少なくともこれまでの部会の議論も踏まえると、任意でやること自体を妨げるというルールは定まっていらないと理解しておりますので、それもある意味、記録の保管の在り方の一つとして裁判所の方で裁量でやるということ自体は当然、予定されているのかなとは理解していたと、それも解釈論かなというところで、そういったところでございます。

後者についてはなかなか私も現場の声を知っているわけではないので、当局としてお答えしづらいのですが、誰か詳しい方がいらっしゃれば、コメントいただけるのだったら有り難いなと思います。

○山本（和） 部長 2点、裁判所等ですかね、何かもしお答えいただけたらいいところがあれば。

○戸荻 幹事 先ほど垣内先生の方からあった2点目の話ということでよろしいですかね。

裁判所にとっての記録の電子化のメリットという意味では、それはもちろんあります。例えば、簡単な話でいうと保管の場所の話とか、あるいは記録の持ち運び、例えば、上訴等があったときに上級庁まで今だったら長い距離を持ち運んだりしているわけですが、そういうことがなくなるというメリットはあるかと存じます。そういう意味で、管理コストの大小も考慮に入れて、電子化の例外の範囲も定めるべきであるとは考えております。他方で、民事訴訟であっても一定の場合には電磁的記録としないという例外的規律が設けられておまして、一件記録に紙媒体と電子データが混在するということも想定されている部分かなとは思っております。重要なことは、これらを、たとえ混在したとしても、適切に管理できるような体制を構築することになるのかなと、そういうふうに考えているところです。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。垣内 幹事、いかがでしょうか。

○垣内 幹事 御説明どうもありがとうございました。実際、今の御説明にもあるように、一定のメリットはやはり裁判所としても感じられる部分があるということであると思っておりますので、条件が整ってくれば、利用者の方でも電子的に書類を出すということも増えてくるでしょうし、裁判所の方でもそのメリットを最大限、更にいかしていこうというインセンティブは存在するのだらうと思っております。したがって、先ほど河村委員がおっしゃったこととあるいは若干重なるところがあるかもしれませんが、そういう形で最終的には電子化のメリットということがより広い形で及ぶようにというふうになること

がいいと思いますけれども、そのための規律の在り方として、現時点では11ページで御提案されているような提案というのはいり得るように改めて私としては感じるところです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにこの点、いかがでしょうか。御意見は出尽くしたと理解してよろしいでしょうか。事務当局から何かこの時点であれば。

○脇村幹事 ありがとうございます。御意見踏まえまして、恐らく今回頂いた意見の中で、特にゴシックに関していいますと、一定のものの書き方について、もう少し法文に即してという御指摘を頂いたのだらうと思います。現時点の当局といえますか、伺っていた話を前提に話させていただきますと、私としては現時点では最高裁規則で定めるものというような形で、別表第1のところではキャップをはめた上で、具体的に書いていくということが一つの選択肢だらうと思っています。その意味で、ゴシック部分について一定のものを最高裁規則で定めるものなどにすることを少し検討したいと思っていますし、そこでいう最高裁規則に定めるものとして具体的に何を想定して議論していたか、法制審においてどういったものを想定して議論していたかということをはっきりしていく必要があり、現実的にはこのページでいきますと12ページに書いてある子の氏の変更についての許可以下の話が、これは恐らく御賛同いただいている方が多かったと思うのですけれども、こういったものであることを次回の部会資料の説明等で改めて書かせていただいた上で、こういったものを想定しているということは示したいと思います。

また、山本克己委員から、横串といえますか、資料の話を受けているところです。私の理解するところでは子の氏の変更についての許可等、ここに列挙しているものに限っていえば、恐らく出てくる書類の多くが戸籍であるということが前提になっているのかなと思っております。そういった意味では、ほかの事件類型と違って、この類型に限れば、出てくる書類もおのずと定型的なものが定まっていることから、ある意味、事件類型を書くことによって、実際には出てくる書類の想定しているものもある意味、画されるといえますか、想定されるということが示せるのかなと思っております。

いずれにしても、今日の御議論を頂きましたので、今言ったようなことを、まずは資料の形にさせていただいて、皆さんに御提示をさせていただきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○竹下幹事 竹下でございます。1点少し言いそびれたところがありまして、電子化のコストのところでは迅速処理の必要性の高さということが挙がっているところがございますが、これは要するに、事件が進んでいる中で電子化をどんどんしていくということを前提としているような気もするのですが、可能性として、事件を処理しているときにはやはり時間を掛けることができないから紙のまま保管すると、ただ、事件が終わった後にでも最終的にストレージするときに、もっと長い時間を掛けて事後的に電子化をするような可能性というものも論理的にはあり得るのではないかと、その方が恐らく、電子的な事件記録と紙媒体をひもづけしてずっと何年も管理するよりは良いのではないかと思われました。もちろん、私としても電子データと紙媒体の混在は過渡期のものかなと思いますが、迅速処理の必要性というところで、どうも事件の中で電子化していくことだけが想定されているようにも思われるのですが、仮に事件が行われているときには紙で残っているようなことがあったとしても、何か時間を掛けることができるようなときに電子化をして、保管の方で

は電子化のメリットを享受するということはあり得るのかなと思いました。この立法の中でやるべきことなのかどうかはよく分からないのですが、一応、発言させていただきます。遅れた発言で申し訳ありませんでした。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○笠井委員 今回の竹下幹事の御発言について少し思ったことを申し上げますと、恐らく作業をする人は同じ人で、終わった後に作業をするといっても結局、別の事件をやらなければいけない人が作業をすることになるので、実際の作業の方法としては、終わった後に何かゆっくりとできる人が別にいるのかというと、なかなかきついのではないかなと思いました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。今の御指摘、やり取りも含めて、それでは次回に事務当局の方から更にリファインした御提案を頂けるということでしたので、先ほどの（１）と併せて、次にこの問題を議論する回に、更に御審議を頂ければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、今度は資料１２ページの２、提出書面、記録媒体の電子化のルールですね、今度はルールの方の話ですが、（１）民訴法と同様のルールというところと、１４ページ以下の（２）各手続特有のルール、これは関連しますので、併せて御議論を頂ければと思います。まず、事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 この項目についてでございますが、まず（１）では、各手続における裁判所に提出された書面等の電子化のルールの基本的なものとして、民訴法と同様のルールとすることについて記載しております。もっとも説明で記載をしており、人事訴訟の事実の調査、非訟事件及び家事事件では、（１）のルールの一部については同様のルールそのままの形で設けることができないということから、（２）のような特有のルールを設けることについて御議論をお願いできればと存じます。

意見募集の結果について、これらの項目に関係するものとしたしましては、参考資料５では非訟事件について２０４ページ以下、人事訴訟の事実の調査に関しては２７１ページ以下、家事事件に関しては３２０ページ以下に記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この（１）、（２）の部分、関連しますので、どこからでも結構ですので、御発言を頂ければと思います。

○今川委員 （２）に関する質問なのですが、二つありまして、閲覧との話なのですが、結局これは秘匿決定があった場合となっていて、その場合については書面で残すということになるのですが、閲覧は家事事件なんかは特に許可制になっておりまして、例えば秘匿決定がない、これはもう運用の話なのですが、現在の許可の範囲が狭くなるというか、本来許可しなくてはならない事項についても、例えば秘匿決定がないから、それについては許可しますとか、すなわち、許可の対象は推知情報なんかにおいても、裁判所が秘匿事項に関する推知情報について相当性とか、又は許可するべきところで判断されるのだらうと思うのですが、そこら辺の運用が、本来閲覧の対象とならないものまで入っていくことがないようにしていただきたいというのが、まず第１点であります。これは意見です。

もう１点は、（２）のところ、前記１の（注）のルールに代えてと入っているのです

が、これは破産の場合は例示がされているのですけれども、DV事件で、これは具体的に、結局は先に電子化で出ていたもので、秘匿の申立てをして、秘匿決定があったら書面化しますという理解をしているのですが、具体的にそういうものって想定されるのか、つまり、秘匿決定したいのだったら、もう最初から住所は秘匿の申立てなんかをするのではないかと考えていて、インターネットで申立てする前にですね、少しそういう例示を、どういうことを考えておられるのかというのを教えていただければと思います。

以上、2点です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。最後の点、御質問ですので、事務当局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 もしかしたら私が付いていっていないかもしれないのですけれども、1点目の閲覧の議論と、実際の閲覧を認めないについては当然、リンクしないというか、そこは変わらないという前提で考えているので、そこは念のためお話しさせていただきます。

2点目について、もしかしたらずれているかもしれませんが、私がフローとして想定していましたのは、恐らくインターネットで申立てをするケースについて、やむを得なく、もう真の住所、氏名は書かざるを得ない状況になって、裁判所に知らせないといけないうと、例えば送達の届出場所ですとか、そういった関係で住所を書かないといけないうのだけれども、これは秘匿してほしいというケースについては、裁判所にそういった届出といふか申立てをすると同時に秘匿決定の申立てをされて、それが秘匿決定そのものではなく、閲覧不許可の事由の方の、正に家事でいいますと閲覧不許可の、不許可にしてくださいねという話だとすると、恐らく事実上この申出といえますか、これについては閲覧が来たとしても裁判所は不許可にしてくださいねという申出をするようなイメージで考えていました。もちろん理由としてはDVがあったとか、もろもろの事情でと。そういったものを踏まえて裁判所の方で、これは住所を隠さないといけないうことで秘匿決定をし、例えばそこに推知的なものを書いていたので、そういう申出があった場合には、それは恐らく、これは将来閲覧の請求がきたときには不許可にするだろうなという、かつ必要だということになれば、その時点で紙に落とすということもあり得るといふようなことをイメージして、これは作ったといふか、そうかなと思っています。すみません、ずれているでしょうか。

○山本（和）部会長 今川委員、いかがでしょうか、今の御説明で。

○今川委員 送達とかそういう場面を考えておられるということなのでしょう。

○脇村幹事 そうですね、元の民訴の議論でも、住所、氏名について訴状には書かないといけませんので、今回でも申立書には住所、氏名は基本、書かないといけないうことを前提にしますと、申立書でもそれを秘匿して、それについて書かないようにするとか、あるいは申立書自体の住所欄、これは恐らく代替事項等で書かないで多分大丈夫なケースがほとんどだと思いますけれども、真の住所の届出などを何か出さないといけないう、あるいは契約書とかそういったもの、実際の物に書いてあったりしたケースについては、それをマスキングするのでしょうかけれども、歯抜けで出すわけにいかないといふことで、書いたまま出すということもあるとは思いますが、そういう意味で、今川委員がおっしゃられたのは、恐らく書かなくて済むケースについては書かないのではないかというお話だと思うのですけれども、もちろんそれはそれで結構だと思っていますが、手続上どうし

ても書かないといけないケースについては、紙で保管するということを認めてもいいのではないかと。それは逆に言うと、積極的に書いてくれというつもりはないのですけれども、書かないといけないケースについては使えてもいいのではないかという制度を置いてもどうでしょうかという案かなと私としては思っているところで、先ほど送達届出と言ったのは、真の住所を裁判所に、ここが送達場所の届出ですと知らせないといけないときに、例えばそれが住所でなくて、職場ですとかそういったことになると、代替事項を使えませんので、書かないといけないということになると、こういったケースがあるかと思ったので、先ほど送達の場所を出したのは、今浮かんだのは、もしかしたら書かないといけないケースとしてはそういったことがあるかなと思ったので、少し話をさせていただきました。もしかしたら運用上でうまくいっているのかもしれませんが。すみません。

○山本（和） 部長 今川委員、大丈夫でしょうか。

○今川委員 ありがとうございます。

○山本（和） 部長 ほかにいかがでしょうか。

○戸苅幹事 今の今川委員と脇村さんのやり取りと少しずれるかもしれませんが、この御提案の中で、秘匿事項そのものではなくて、秘匿事項を推知することができる事項、いわゆる推知事項、これについては、事件記録のどの部分に推知事項が記載されているかというのを最もよく知るのは裁判所ではなくて、自ら書面等を提出した当事者であると考えられます。そのために、仮にこの提案のような規律を設ける場合には、氏名及び住所等の秘匿を求める当事者が、推知情報が記載された書面を提出する場合に、当事者において推知事項を特定していただくよう、マスキングあるいは代替呼称などへの加工、こういうものをした上で提出すると、こういうような規律を規則などで設けることが必要になるのではないかと考えております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 運用上の要望でございます。（1）③のところ、ファイルに記録することを要しないという規律というか、ルールのままですけれども、先ほどありましたように、書面で提出されたものについて基本、全面電子化をするという方向であるならばなのですが、このファイルに記録することを要しない場合も、一つの選択肢として結構なものですけれども、ネットワークに接続していないようなスタンドアローンのサーバの中で保管をするとか、限定されたネットワークの中だけで存在するようなサーバでデータとして保管をするというような運用も、何か考えていただければと思っております。この下の（注）のところのものでしたとか、（2）のところは、むしろ電子的に提出されたものを書面に出力したり、記録媒体に記録するということになっておりますけれども、今申し上げたスタンドアローンのサーバで保管するというのは安全管理のための措置ともいえるのかなと思うので、これも書面とか記録媒体に記録するというだけではなくて、そういうデータのまま安全な管理ができるようにしていただくということも検討いただけたらと思います。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 先ほど裁判所の方から、推知事項というのは当事者が一番知っているので、裁

判所にそういう情報が上がるようにするような規則を定め、閲覧許可のところですけども、したらどうかという意見が出たので、私はそれには賛成いたしますので、よろしくお願ひしたいということです。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、この部分はここに書かれてある内容についてさほど御異論はなかったように承りましたが、続きまして、今度は16ページの（3）その他で、破産手続特有のルールを設けることの是非等という部分ですが、この点につきまして、まず、資料の説明をお願いいたします。

○大庭関係官 この項目は、破産手続等における電子化のルールの適用に関し、民事訴訟と同様のルールの一部を適用しないこととする意見募集で見られた考え方や、中間試案で記載しておりました非訟部分について特有のルールを設けるとする考え方を、いずれも採用しないものとする考え方について取り上げておまして、御議論いただければと存じます。

関係する意見募集の結果につきましては、参考資料5で申し上げますと135ページ以下、また139ページ以下にそれぞれ記載がございます。

○山本（和） 部会長 ありがとうございます。

それでは、この（3）の点、御質問でも御意見でも、御自由にお出しを頂ければと思います。いかがでしょうか。

○小畑委員 破産手続等において破産法特有のルールで対応すべきだという、日弁連としてもそういう意見を出しているのですが、本日の資料の17ページの第3段落、第4段落の辺りですかね、本文の考え方を見ると、確かにデータ保管の例外を認めるような場面というのがどれだけあるかというところに着目をするのであれば、我々としてもそれほど大きくこだわるような問題ではないのかと考えております。したがって、最終的には本部会の結論に従いたいと思っております。

一つ、支障部分についてなのですが、支障部分の申立てを行うのは破産管財人ということになると思うのですが、破産管財人は今のところ電子化したものを提出することとの関係で、ここの部分の例外的措置ですか、これはどう見たらいいのかということだけ教えていただけますでしょうか。

○脇村幹事 脇村です。今、先生がおっしゃったのは、インターネットで義務化するので、ルール適用される場面を考えていたのは、少なくとも前半の部分の民訴法のルールに従ったケースを想定していたのは、特許情報等がインターネット等を通じて出した場合に、紙に戻しておいてくださいねということをお願いしたいのかと思っております。支障部分については、すみません、場面が分かっていないのですが、インターネットで申立てをしていて、12条で支障がありますので適宜やってくださいねということをお願いしたい、ただ、12条のケースについてはもうそのままサーバで保管するという結論なので、そういった処理になるのかなと思っております。すみません、先生の言っていたことの前でしようか。

○山本（和） 部会長 小畑委員、いかがでしょうか、今のでお答えになっていきますか。

○小畑委員 17ページの本文の考え方の第4段落のところ、それを越えて紙媒体で保管するまでの措置を採らなくてはならないような実際上の必要はないということなのです。

が、これは要するに、支障部分について申立てがあった部分について、紙媒体で保管する場合がありますということなのでしょう。

○脇村幹事 いえ、ここの後段に書いておりますのは結局、支障要件については、紙に戻すとか電子にしないとか、そういった規定を置かない前提ですので、何か電子で保管するというルールと別に、あえて紙で保管するまでの措置を採らないといけないようなケースはないのではないかとということで、紙媒体による措置を採らないということを書こうとしていたところです。

○小畑委員 承知しました。

○山本（和）部会長 よろしいですか。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。おおむね破産事件等については必ずしも特有のルールを設けないという方向性で、大きな御異論はないと理解してよろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、これで第2の部分は終わりました。

それでは、ここで若干の休憩時間を取りたいと思います。20分程度ということですので、15時15分に再開したいと思いますので、それまで休憩を頂ければと思います。

(休 憩)

○山本（和）部会長 それでは、時間となりましたので、審議を再開したいと思います。

次は、資料の17ページ以下の「第3 電子化された事件記録等の閲覧等」という部分であります。

まず、「1 民事執行及び破産手続等の電子化された事件記録の閲覧等」、この部分につきまして、事務局から説明をお願いします。

○大庭関係官 この項目は、民事執行及び破産手続等における電子化された事件記録の閲覧等の方法についてでございますが、具体的には、裁判所外端末を用いて閲覧等の請求をすることができる者の範囲や、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる者の範囲について取り上げるものでございます。

この項目に関係する意見募集の結果につきましては、参考資料5では、民事執行につきまして47ページ以下、破産手続等について152ページ以下にそれぞれ記載がございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございました。

それでは、この点につきまして、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等をお出しただければと思います。

○植松幹事 ありがとうございます。民事執行の関係でございますけれども、20ページの2のすぐ上の部分なのですけれども、結論部分のところ、以上を踏まえということで、民事執行及び破産手続等においては配当要求をした債権者も含め、債権者として利害関係を有する者と認定される者についてはいつでも閲覧を認めることが考えられるということが書いてあるのですけれども、この御趣旨としては、債権者であれば債務名義とかがなくても、これはもう一律利害関係を認めるという御趣旨なのか、それとも、そういう人についてもケース・バイ・ケースで判断して、利害関係があると判断されればいつでも閲覧を認めるというような御趣旨なのか、その辺の意味を確認させていただければと思いました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それでは、事務当局からお答えを願いますか。

○脇村幹事 最終的には皆さんの御意見次第だと思っておりますが、部会資料で考えていた一つの典型的なパターンとしては、規則等で債権者はいつでも閲覧できますよということを書いた上で、実際に債権者かどうか認定を、恐らく最初の段階でして、というのが運用上図られるということかなと思っていました。あとは、それとは別に、何々した債権者、届出をした債権者に限って認めるのかどうかというところについては御議論があるのだらうと思いますが、一番単純な案は、債権者はいつでも事件係属中に裁判所外端末等で閲覧閲覧ができるというふうな規則にした上で、それを認定をしていくというのが一番単純だとは思っています。ただ、それがいいかどうかは是非御議論いただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。植松幹事、いかがでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。民事執行に関して、債務名義もない債権者についてまで果たしていつでも閲覧まで認める必要があるのかという点につきましては、私自身もまだ考えがまとまっていないところではございますので、今後の御議論を踏まえて考えていきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 破産手続ですけれども、基本的に債権者に裁判所外端末からの閲覧を認め、かつ、いつでも閲覧の対象とするという方向で進めるべきと考えております。その際の債権者認定なのですけれども、債権届出があれば破産手続に参加するということになりますので、債権届出のある債権者がいつでも閲覧の対象になるということは当然認めるべきということになるのですけれども、例えば、申立てから債権届出を行うまでの期間というのがございます。手続の初期であればあるほど債権者に対する情報提供が重要という点もあるので、ここをどうするかという問題と、それから、破産債権届出に関しては、届出留保型の運用が行われている裁判所が多くありますので、債権届出のみを要件とするということとは相当ではなく、個別的な債権の疎明があれば認めるべきということになるかと思えます。その一つとして、申立て段階において債権者一覧表が提出されますので、そこに記載のある債権者については原則的には認めるべきではないかと考えているところです。

それから、これは意見として、日弁連意見の中でも記載がありますが、手続きの途中で債権者でなくなった場合、例えば債権譲渡があった場合とか、そういう場合については、当然のことですけれども、いつでも閲覧の対象から外すということがこの制度の前提となるということも申し上げておきたいと思えます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。事務当局から何か今の点について、ありますか。

○脇村幹事 脇村です。今、（注）①、②で書いているのですが、今の御意見を前提にすると、少なくとも執行と破産で②の記載を変えた方がいいのではないかと御指摘があったかと思えますので、次回取り上げる際に、恐らくここに具体的に債権者と書くかどうか、もう一度お諮りすることになると思えますので、その際にまた御議論いただければと思います。

また、今、小畑委員のおっしゃっていた、私も破産のところであれなのですが、1点、

実務のフローがよく分かっていないところもあるのですが、ここで債権者と書いた場合に、恐らく疎明資料等、疎明というかは別ですけれども、資料等で債権があることをまず認定をすることがある意味、前提になると思うのですが、債権届出をする際にも、債権届出をしたという事実だけなのか、債権届出をしていて、要するに債権者として認定とできるだけの資料があるかどうかは、多少意味合いが違うのかなという気が少ししておりました。私の方は、一律にやるときには債権者であることの一応、資料を出すことが前提になると思っていたのですが、そこは届出したケースは形式的に届出をしていることだけで見るのかどうか、もし今の点で何か御意見があれば、また伺った上で、そうすると、債権届出をした者と書くか、債権者と書くだけで足りるのか、多少はワーディングが違ってくるのかもしれませんが。もしイメージがあれば教えていただきたいと思います。

○山本（和） 部長 小畑委員、何か今の点で。

○小畑委員 恐らく細かく考えると、債権届出については少し難しい問題があるのだらうと思います。債権の存否について争いがある場合だとか、そういう場合もあり得るのですけれども、そこでも一応の疎明的なものがあれば、債権者としてはこの閲覧に関しては認めざるを得ないのではないかと思います。その意味で、債権届出に限定するという事は難しいのかなとも思っております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○橋爪幹事 この問題は最終的には規則で定まる話かとは思いますが、いつでも閲覧という意味について、よく理解できていない部分がありますので、少し発言させていただきたいと思います。

民訴IT化の要綱で、当事者はいつでも閲覧ができるが、利害関係を疎明した第三者にはいつでも閲覧を認めていないのは、当事者かどうかというのはシステムによって自動的、形式的な判断が即時に可能であるのに対して、利害関係の疎明があるかないかは請求を受けて裁判所書記官が個別具体的に判断する必要があるためと理解しています。そうしますと、債権者該当性ということについては、基本的には書記官によって個別具体的な判断を要する筋合いのものと思われまして、例えば一旦利害関係を有すると認定された者について、その次以降はいつでも閲覧が可能にするよといった話であれば理解できるのですが、それ以上に、裁判所書記官において、あらかじめインターネット閲覧請求があったときに認めるべき人が誰かを事前に幅広く審査した上で、そういった者をシステムに登録しておくということが求められているのだとすると、そういったものが現実的にワークするのにかについては慎重に検討する必要があるのではないかと考えたことを思っておりました。

債権届出をしたかどうかといった形式的な基準によって債権者該当性を判断するというのであれば、うまくいくのかもしれませんが、そうしますと濫用的に届出をするというようなこともあり得るような気もしますし、そういった形式的な基準でいいのかといった問題意識を持った次第です。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○脇村幹事 脇村です。小畑委員のおっしゃっていたのも、実際のフローとしては多分、請求をしてきて、閲覧請求が認められた後は当然、その後も認めたらいいのではないかと発想に恐らく違いはないのではないかと考えておまして、私が申し上げたのも、それを前提にどう規律していくかということ、書き方としては債権者というくり出しをし、実際

はその債権者の認定を最初にして、その後は、認めるという話なのかなと思っていたところで、すみません、もしかしたら私が誤解しているのかもしれませんが、それほど違いがあるようには感じていなかったのが正直なところです。

理屈的には債権者が一般的に破産では当事者と同等の権利等を有することを前提に、その権利等を踏まえて、少なくとも一旦認められた後は比較的自由に見られるようにすべきではないかという御発想かと思いましたが、違いがあるのかどうかも含めて私どもも考えないといけないのですけれども、違いがあるのかがあまり感じないとか、申し訳ないのですが、ただ、少なくとも最初の段階で、債権者を一律に何か当事者として扱うみたいなスキームを法律上作るとかいう話ではない、例えば参加制度を作って参加の要件を作ろうみたいな話をしているわけではなく、どちらかというともそういうものを作らない前提で、どう一律的に扱えるか。もしかしたら、そういう意味では、規則的には利害関係を有する者と単にしておいた上で適宜やるという方法もあるのかもしれませんが、恐らく債権者以外で一旦認めた人について、いつでも閲覧みたいなことの発想をしていらっしゃる方は少ないのではないかと思います。書き方としてはそこだけくり出すこともあるのかな、みたいなことを今、思っていたところです。もしかしたら誤解があるかもしれません。また少し考えてみたいと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小澤委員 要望となりますが、破産手続においては第4の1で後ほど別に公告が論点として提示されていて、これは別に取り上げるしかないとは思っていますが、実質的な検討としては、事件記録の閲覧や公告は、破産債権者への影響を意識しながら、できる限り同列に議論すべき問題なのではないかと考えています。具体的に申し上げますと、破産債権者が事件記録の閲覧等を容易にすることができるようになるのであれば、それにより公告の在り方にも影響が及ぶのではないかという問題意識です。大変な御苦勞を掛けることになると申し訳ないのですけれども、事件記録の閲覧等や公告の場面で出た意見については、シームレスにまとめていただければ有り難いなという要望です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 先ほどのいつでも閲覧の問題なのですけれども、そもそもの議論の出発点は、一度債権者として認められた者について、その後も個別的に債権者であることの認定は必要ないのではないかというところにあり、一度債権者として認められた者についてはその後、いつでも閲覧の対象とすべきであるという考えで当初は申し上げていたものです。その債権者が誰かというところの認定で、届出があった債権者というところに絞る必要はないのではないかという意見でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。そういう意味では先ほど脇村さん、橋爪さんが言われたこととそれほど違った話ではないのかなとは思っていますので。

ほかにこの部分、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、部会資料20ページの「2 人事訴訟、家事事件及び非訟事件における電子化された事件記録の閲覧等」ですが、そのうち（1）人事訴訟の記録中事実の調査に係る部分の閲覧等、この部分につきまして、事務当局から説明をお願いいたします。

す。

○大庭関係官 この項目は、人事訴訟の電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等について、アの原則と、イの自己の提出したものの閲覧等の請求のところを取り上げるものでございます。本文と（注）の内容は中間試案と同様です。

関係する意見募集の結果としましては、参考資料5でいいますと289ページ以下に記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この（1）の部分、いかがでしょうか。御発言があればお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。特段よろしいでしょうか。意見募集でも賛成の意見が多かったということですが、特段ございませんか。

それでは、続きまして、今度は（2）、閲覧等の具体的な方法の部分の話ですけれども、これについて事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 この項目は、家事事件における電子化された事件記録、それから人事訴訟における電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等の方法について取り上げるものでございまして、具体的には、これらの手続において裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる者の範囲等についてでございます。

この項目に関係する意見募集の結果としましては、参考資料5では、家事事件については345ページ以下、人事訴訟については289ページ以下に記載がでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この（2）の部分で、御質問でも御意見でも御自由にお出しを頂ければと思います。

○櫻井委員 ありがとうございます。1点質問なのですが、裁判所設置端末で閲覧等をする場合ですが、当該事件が係属している裁判所に限定するというのではなく、全国どの裁判所であっても、裁判所に行けば、裁判所の端末で全国のいろいろな事件について必要な閲覧等ができることを想定されているのかという点について、まず教えていただけないでしょうか。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局からお願いします。

○脇村幹事 脇村です。少なくとも今議論しているものについて、そこについて私自身が何か定見を持っているものは正直、ないというところございまして、今後のシステムの開発等、あるいは設置端末の置き方次第だろうと思っています。そういった意味では、もし最高裁で今、御検討中のことがあるのであればと思いますし、改正後に検討すべきことということであれば、そういうことかなと思っています。逆に先生方の方で御要望があるのであれば、その御要望をお話いただければいいのかなとは思っています。

○山本（和）部会長 最高裁から何か補充いただくことはありますか。

○戸苅幹事 今家庭局の方でこうだと言えるものはないのですが、民事局さんの方、民訴の議論等で何かございますか。

○橋爪幹事 民事訴訟の場合の議論として、最寄りの裁判所へ行けば閲覧できるといった議論がされていたと承知しておりますので、その意味では係属裁判所に限られない全国の裁判所ということで、裁判所としては準備を進める必要があると理解しております。あくま

で民事訴訟の話ではありますが。

○山本（和）部会長 ということのようですが、櫻井委員。

○櫻井委員 ありがとうございます。パブコメの意見を見ていまして、この利害関係を疎明した第三者について裁判所設置端末に限るべきだという意見のなかでも、その裁判所端末が当該事件の係属裁判所に限られるということになると、電子化のメリット、利便性をかなり阻害するため、全国どの裁判所でも閲覧等ができることを前提にするべきだという意見が多かったものですから、確認させていただきました。

ここでは、特に家事に関しては、個人のプライバシーに関わる情報が多く扱われるため、裁判所外端末からの閲覧等は認めるべきではないという意見もあるところですが、私は個人的には、このパブコメの意見も見まして、そのプライバシーの保護ということと電子化のメリットを考えての閲覧等を裁判所外端末から認めるべきかという議論は、これは別なのだろうと、ほかの手法と同様、家事等に関しても、当事者及び利害関係を疎明した第三者は裁判所外端末を用いた閲覧等を請求できるという結論が妥当ではないかと考えているところでは。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○笠井委員 （注）の②の裁判所外端末のいつでも閲覧の話なのですけれども、当事者はとなっているのですけれども、ここに審判を受ける者となるべき者というのも入ってもいいような気がするのですけれども、これはあえて排除されているのか、それとも取りあえず代表的に当事者と書いてあるのかということをお尋ねしたいと思います。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局からお答えをお願いします。

○脇村幹事 脇村です。恐らく、受けるべき者、成年後見だと成年被後見人ですし、親権者停止だと親権者、正に名宛人になる人たちですけれども、これらについては定型的に当該事件類型によって、実際の事件では固定された人が決まってくるということは承知しています。そういったことから、こういった者についてもいつでも閲覧を認める、さらには当事者及び、ということを書いてしまうという案も一つだと思っています。一方で、審判を受けるべき者が手続上、当事者的に行動するときには利害関係参加をするということが法律上の立て付けになっているところがございますので、もう一つの考え方としては、利害関係参加人になって初めていつでも閲覧できると、当事者と書くと、利害関係参加人は同じ扱いになるということになっていますので、そういう意味で書かなくていいという考え方、両方あるのかなと思っています。部会資料自体は後者の考え方がある意味、前提のように書いていますが、現時点で何か私たちの方で必ずこうだと思っているわけでは正直、ございません。御議論いただいた上で、この立て付けに従って利害関係参加した後でいいという考え方ももちろんあると思います。しかも、ここでは係属中ですので、基本的に審判が出る前の前提ですから、そういった場合には参加しようと思っている人だけでいいのではないかという気もしますし、そうではないのだという考え、両方あると思いますので、また御意見いただければと思っております。

○笠井委員 余り深く厳密に考えたわけではないのですけれども、実質的には事件の本人というか当事者なので、参加するまでもなく、見られてもいいのかなとは思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

○垣内幹事 垣内です。ありがとうございます。今、笠井委員が御指摘された点については、事前に余り深く検討していたということではないのですけれども、確かに審判を受ける者となるべき者についても、いつでも閲覧の対象にするということはあるのかなという感じもいたします。ただ、先ほど別のところで出ておりましたフローの問題として考えますと、結局これは審判を受ける当該事件本人が閲覧をさせてくれと、まずはそういう意味ではアクションを起こしてきて、そこで閲覧をできるようにすると、その後はいつでもできるようにするというので、原案はそのアクションを起こすときに、参加をすればいいということなのかなとも思いますけれども、ただ、参加までするかどうかというのは、いつでも閲覧できる状態になって、見ながらゆっくり考えるということもあってよいような感じもして、そういった参加をするかどうかをいつでも閲覧できる形で確認できる地位というものを事件本人に与えるという考え方も十分あり得るように思われますので、そこはそういう考え方もあり得るかなという感じはいたしました。

それから、少し別の点なのですけれども、22ページのところで、上から2段落目の2行の結論部分で、当事者及び審判を受けるべき者以外の利害関係者につき、裁判所外端末を用いた閲覧等の請求を認めるという結論については、これでよろしいのではないかと考えております。その関係で、プライバシーとの兼ね合いについては、その前の段落で、先ほど櫻井委員からも御指摘がありました許可制の下での対応ということが記載されております。

ただ、一方で裁判所外での閲覧まで認めるかどうかということ、その必要性と、どこまでそれを認めてしまっただけかということについては、これまでも裁判所で見ると裁判所外でも見られるというのはやはり違いがあると、典型的に違うということを前提として議論してきたというところでもあるかと思えます。そうしたときに、許可の在り方として、例えば、もちろん閲覧は認めるのだけれども、若干注意を要する内容もあるので、認めはするけれども、裁判所内での閲覧のみ認めるというような部分的な許可といいますか、そういったことも解釈論としてはあり得るのかなという感じもしておるのですけれども、何かその辺りについて現時点でお考えのところがあれば、御教示いただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局の方で何か。

○脇村幹事 ありがとうございます。議論として、方法についても判断を裁判所ですという御意見だと思っております。そういったことが今伺っていた段階で、何か駄目だとか、ああだということまで言えることはないのだろうなと思っております。今伺った話を私の中で整理といいますか、考えると、恐らく家事の許可の規定については、見せるか見せないかだけを現行法、決める、許可制になっていますので、許可の内容の見せ方についてまでその許可の中に入ってくるのかは解釈論なのかもしれませんし、あの規定自体は見せるかどうかだけの話なので、その許可の問題ではなくて、場合によっては今後作る規則の中の判断の中で、一定のケースについてある意味、許可制的な発想を入れる、今のケースは認められたケースについては裁判所外端末でいつでもいいですという立て付けで、恐らく今の（注）は書いているのですけれども、そこ自体にも何かこの両者に差を設けるか、あるいは許可にするかという議論なのかもしれません。そういう意味で、法律の許可の話

かもしれませんし、もしかすると今の（注）に書いている書き方とは多少違う考え方を採るべきではないかという御意見なのかもしれませんが、恐らく今後、御議論としてそういった議論もあるのかなというのは伺っていて思ったところでして、この部会の中で決着を付ける問題になるのか、解釈論として残す問題なのか、規則の問題として今後更に整理していくのかについて、少し私たちも考えないといけないのかなという気がしたという以上のことは、すみません、今は言えないですけれども、と思ったのが正直なところですよ。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。引き続きお考えを頂ければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。特段よろしいでしょうか。

それでは、この部分の最後になるかと思いますが、22ページの（後注）の部分ですね、先ほども出たいつでも閲覧の話ですが、その規定ぶりというか、についての話でありますけれども、これもまず事務局から説明をお願いします。

○大庭関係官 この（後注）の項目は、家事事件及び非訟事件の電子化された事件記録、人事訴訟の電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができるものとするにつき、どのような方法が考えられるかについて取り上げるものでございます。

関係する意見募集の結果につきましては、参考資料5では家事事件について345ページ以下、非訟事件について215ページ以下、人事訴訟について289ページ以下に記載がございまして。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、御質問でも御意見でも御自由にお出しを頂ければと思います。いかがでしょうか。

○垣内幹事 垣内です。細かい点の確認のための御質問なのですけれども、22ページの（後注）のところでは、3行目に、運用により当事者はいつでも事件係属中にうんぬんとなっております、他方で23ページの方の（2）のところの説明を拝見しますと、まず、現在の実務では当事者等はうんぬんと、ここは当事者等ということなのだと思いますが、3行目以下、特に裁判所外端末からも閲覧等を行うことができるようになることを想定すると、当事者等が一度許可を得れば、再度の許可を要しないものとするうんぬんとあって、その段落の下から4行目にも、当事者等は当該部分につき、いつでも事件の係属中にうんぬんとあるのですけれども、（後注）の方でいっている当事者はというのと、（2）の後半でいわれている当事者等は、というのは同じ意味でしょうか、あるいは、後半の方は少し広がっているのかというのを少し気になりましたので、念のためお伺いした次第です。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお願いします。

○脇村幹事 すみません、もう少し考えて書きたいと思っています。先ほどのお話で、いつでも閲覧の対象について当事者を広げるかどうかというお話が出ていましたので、私の方でもう一度改めて整理をした上で、少なくともいつでも閲覧の議論とそろえた方が記載はいいと思っています。あるいは違うにしても、きちんとこういった点であるということは説明できるようにさせていただきたいと思っておりますので、ここでは差し当たり当事者並びで考えていただければと思うのですが、今度出すときには、当事者のところについてもう少し精緻なことをきちんと書こうと思いますので、併せてこの表現ぶりも含めて少し検討させてください。申し訳ございません。

○山本（和）部会長 少し精査を頂ければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○櫻井委員 ありがとうございます。運用によるということですので、恐らく規則等にも記載せず、部会の資料若しくは要綱の説明にどこまで書かれるのかということが気になっています。これまでも何回か申し上げてきましたが、本来は許可制である以上、閲覧等を許可するかどうか、そもそもは裁判所の慎重な判断に委ねていたはずで、都度の許可を不要とする運用によって、例外が非常に広がってしまい、許可制の趣旨を阻害するようなことにならないだろうかという危惧があります。従って、運用においても、どのような場合は認められるのかについて議論の経過と説明をきちんと書いていただく必要があると思います。また、部会資料には、例えば、手続代理人が当該相手方等に閲覧等をさせても問題ないとして提出した資料などが具体例として書かれていますが、ここに関しては、賛成意見が多かったように思われるものの、裁判所や調停協会においても調停の適切な運用を阻害するようなことになることを危惧する意見や御指摘がありましたし、手続代理人が提出する場合と、当事者御本人の場合で、果たして運用を変えることが相当なのかということも実はあるのではないかと考えているところです。従って、ここは包括的あるいは一律に許可するというのではなく、ある程度、時期や範囲を区切り、できるだけ許可の対象が特定される必要があるのではないかと考えています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。最終的な要綱案でどのような形にするかということも含めて、また事務当局の方に御検討いただきたいと思います。

ほかに（後注）の部分、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の大きなテーマですけれども、資料24ページの「第4 各種の公告」のうち「1 破産手続等における公告」の議論に入りたいと思います。事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 御説明いたします。この項目では、破産手続等における公告について取り上げておりますので、御議論賜ればと思います。

この項目に関係する意見募集の結果につきましては、参考資料5でいいますと164ページ以下に記載しております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、どなたからでも結構ですので、御発言、御意見を頂ければと思います。

○小澤委員 令和4年10月14日に開催された第10回の会議で、日本司法書士会連合会で理事会において承認された、個人の破産、再生手続における公告に関する意見を配布していただきまして、ありがとうございます。提出した意見書は、いわゆる破産者マップ問題を念頭に、その解決のために提出させていただいたものです。個人破産のうち同時廃止事件については公告を廃止し、破産管財事件、個人再生事件については公告制度は維持するけれども公告内容を見直して、具体的には住所を公告内容から除外し、代わりに本人特定のための生年月日を公告してはどうかというのが、まず1点目の意見であります。そして、破産情報の公開の制限と、破産情報を正当な理由なく第三者提供した者への罰則強化をするべきとするものを二つ目の意見としております。既に公開された情報については、

罰則を伴う公開の禁止等で対処できるものではないかと考えました。今後は、そもそも破産者の住所、氏名の情報収集を困難にすることで、新たなプライバシー侵害の発生を抑止しなければならないと思っています。一方で、単に廃止ではなく、裁判所設置端末での公開は認められてよいのではないかと考えています。また、住所がなくてもウェブ上で該当者を検索できるようなシステムも考えられてしまうと思っていますので、具体例を挙げさせていただきました。様々な考えがあると思いますけれども、現状を放置するということはプライバシー侵害を放置することに等しいと考えておりますので、議論を重ねる中で解決に導いていただければと思っています。

おまとめいただいたパブリック・コメントの概要を拝見しましても、多くの司法書士会が同様の意見を述べており、個人破産事件に関わる法律実務家が痛切に感じている問題であるということは明らかになっているのだらうと思います。この部会でどこまで掘り下げるか、悩ましいテーマであることは十分承知しているつもりですが、破産者のレジリエントな生活を守るためにも、この部会でできるだけの検討をお願いできればと思っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○大谷委員 ありがとうございます。公告そのものの在り方というのは、なかなか破産法プロパーの問題だけで解決できるものではないと思っていますけれども、今、小澤委員からお話があったように、訴訟手続全般がIT化される中で、IT化に伴う破産者マップ事件に代表されるプライバシーに対するリスクが高まっているというのは間違いない事実だと思っています。このようにプライバシー侵害というのが顕在化している以上は、リスクを低減しつつ、破産公告の効果も併せて実現できるような、プライバシー・バイ・デザインの発想でこの検討を行うということが重要ではないかと思っています。

具体的な提案はなかなか出せないところですが、インターネット公告を見送る乙案については、私自身は適切だと思っています。乙案についても一定の賛成意見があったということをやはり重たく受け止めなければいけないと思っています。ただ、他方、破産法本来の目的ではないとしても、貸金業法や割賦販売法などに定められている信用情報の収集といったことについても、これは大きな意義があると思っています。借手の返済能力を超える貸付けというのを防止するために、信用情報を収集して、そのための指定信用情報機関の役割が法律上も設けられていて、その有用な情報源の一つにこの情報になっているということに対応した情報提供の在り方について、更に検討を深める必要もあるかと思っています。

そういったことを考え合わせますと、この検討事項というのはこの部会の役割を越えている部分も大きいのではないかと思いますので、それであるのであれば、場所を変えて更に検討を深めることをお願いできればというのが私の意見でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○今川委員 各種公告もいろいろな意見が出ておって、日弁連でもA案、B案、C案と3案出ているわけで、そこも本当に論争の種になっていると思っています。現時点では、そういう状況であれば現状のままで行くしかないのだらうと、私自身、官報公告を残すということで行くしかないのだらうと思うのですが、今、大谷委員の方からおっしゃったとおり、やはり将来的には検討をすべき課題でありまして、一方では個人破産の場合の個人のプラ

イバシーをどうするか、日弁連なんかでも消費者委員会なんかで、いわゆる破産マップについて、その被害救済に取り組んでいる人たちもおられて、そういう意見も強くありますし、一方では公告という制度をどう捉えるかという問題もあるので、私はやはり諸外国の例を参照しながら、全てうまくまとまるというのはないので、できるだけ弊害の少ないやり方で、公告という意義が出せるようなものを検討していく必要があるのであって、この各種手続のITの部会だけで何か結論を出すというのは少し無理があるのではないかと、いろいろな意見を見て思いました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○河村委員 ありがとうございます。主婦連合会もパブコメに意見を出しておりますけれども、この部会、IT化を進めるという観点から議論がされているのですけれども、一方でIT化が進んだからこそ出てきた新たな問題というのに対処するというのも、もう一つの大きな視点であろうかと思えます。ですから、破産者マップとか、それに類似するもののような、ネット社会が生み出してきた問題に関して、これまでの公告の在り方で問題が起きているのであれば、そこを見直すことは、この部会と関係ないとは言い切れないと私は思っております。

パブコメのまとめも見ましたが、26団体と、個人、全部で189の意見のうち166が（注2）の前段に賛成であるという、つまり、官報はやめて、裁判所設置端末や裁判所への掲示にするべきだという意見を挙げているわけで、数で行くわけではないといっても、そこを全く無視するということはすべきではないのではないかと思っております。いろいろ割れている意見の片方の方たちは、利害関係人に対する手続保障ということをおっしゃっていて、それがもちろん大事だと思いますけれども、それが何よりも優先するというのはおかしいと思っています。全ての人にとってよいものになればならないのに、何かを犠牲にしてまで優先されているルールがゆがみをもたらして、被害者を生んでいるとするならば、つまり、片方には破産者のプライバシー始め人権というものがあるわけですから、その不都合をなくしていくということを考えるのは、将来的というよりも、もう喫緊の、今すぐに手立てを考え始めなければいけない問題、解決していかなければいけない課題だと思います。

いろいろ考え方はあるかもしれませんが、日司連さんが出された意見書も読ませていただきましたけれども、割とすぐにできそうなこと、すぐにできると私が言うと、それほど簡単ではないとおっしゃるかもしれませんが、公告の記載事項の変更などはすぐに議論されてもいいのではないのでしょうか。あるいは、例えばですが、信用情報機関に対して、破産者の情報を通知するとか、考えられることがあると思います。手続が保障されることとか、不都合を少なくしつつ、破産者の方たちの権利を侵害しないで被害を生まないという、このネット社会の中でどう在るべきかということもすぐにでも検討すべきだと思います。意見が割れたことをもって、では仕方がないから今のままですねということではないのではないかと。誰にとっても不都合が少なくなるような方法を考えていくということ、この部会でも何らかの形で結論として、入れていただきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○小畑委員 この公告の問題は、今出たもの以外に、公告そのものが破産法上持っている機能というものがあるということになりますので、直ちに公告の今ある機能を廃止するとい

うのは相当ではないということで、まずそれが1点目です。

I T化に関しては、公告されるまでに時間が掛かっていたという問題を何らかの形で解決できないかということで、裁判所に対するウェブサイトに掲載するということが一番早くできるのではないかということで、提案をしてきたという経緯があります。

官報の場合に一つ問題となるのは、掲載されたものがずっと残るという点にありますので、その点については、諸外国の法制、例えばドイツ法の規律を参考に、掲載期間の短縮化とか、閲覧の方法に工夫を加えとか、そういう方法を探れるのではないか。そういう中で、公告とプライバシーの問題と、I T化による迅速化、円滑化の問題を解決する方法があるのではないかということで、(注1)のような考え方を主張してきたということです。

ただ、この点についてはパブリック・コメントを全て見させていただきましたけれども、多様な意見があるということも承知いたしましたし、破産手続等における公告の機能という制度の根幹となる問題の検討が必要ということでありますので、先ほど来出ているように、この問題については今後、倒産法の問題としてあらためて検討すべきではないかと考えておりますので、現状において、この問題について何らかの結論を出すということは困難であると感じているところでございます。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。パブリック・コメントでもかなり御意見は分かれています、重要な問題だと思われますので、もし御発言があれば是非お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○垣内幹事 この公告の問題は非常に難しい問題で、一方で現状に問題があるので改善すべきであるという御議論があることは非常によく分かるところでありますし、しかし他方、公告という制度を一つの軸として現在の倒産手続が組み立てられているということで、公告の方の機能を弱めていくということになりますと、その場合にどのような事態を考える必要が出てくるかということを考えなければいけないように思っております。ですので、今、公告がまがりなりにもされていて、それで一応、告知の効果等が発生し、それで手続関与の機会が与えられたものとして手続の方は終えていくという形になっているわけですが、それを公告について現状と変えたときに、そのまま維持がどこまでできるのかということを経査しなければならないということで、その際には、現状で、例えば同時廃止事件で免責許可の手続との関係で、どういった利害関係人が手続にどういう形で関与しているのかとか、そういった実情も踏まえた上で、仮に例外的に後で、更に一定期間がたった後でも債権を主張することが可能な場合が出てくるとか、そういったことを認めるのか、認めないのか、認めたとして、それが非常に例外的な事態だということであれば、それは制度としてはそういった例外があり得るとしても、公告はそれほど重視しなくてもよいのではないかという結論もあり得るかもしれないわけですので、いずれにしても抽象論だけでなく、現在の規律の下での実情等を踏まえた形でもう少し検討をする必要があるのかなと考えております。

そうなりますと、先ほど来、多くの御発言者の方が言われているところですが、この部会の中で最終的な結論を出すということは、やはり困難なように私自身は考えておりまして、資料の甲案、乙案という意味では乙案ということになるのだと思いますけれど

も、しかし乙案で、これで最終的に今後、長期間にわたって運用していくというよりは、改めてこの問題について慎重な検討の機会を持つべきではないかと考えております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○山本（克） 委員 私も結論的には垣内幹事と同意見で、やはり公告というのは、取り分け破産債権者の財産権の保障のためのツールであるということを見無視して議論することはできないので、結局、破産債権者の負担において破産者を保護するのが適切なのかどうかという問題になりますし、代替ツールがほかにあり得るかどうかということも考えなければいけないわけですので、ここで結論を出すのはやはり難しく、倒産法制全体の中で議論すべき問題だということで、私も乙案で、今後の来るべき倒産法改正の課題として残すべきだという意見に賛成です。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○竹下幹事 竹下でございます。私も結論的には乙案で、今回の改正ではなかなか難しいのではないかとということではありますが、1点だけ、今回の部会とは直接的には関係がないのかもしれませんが、この問題は、結局はプライバシー侵害の問題で、パブリック・コメントの中にも、例えばサーバが海外にあるようなときに、プライバシー侵害で損害賠償等を求めることが、対応することが難しいのではないかとといった意見もあったのではないかと思います。こういったプライバシー侵害の問題に対応するためには、もっと全体的な対応のパッケージを想定しながら、どうやって現状の問題を解決していくかを考えなければならないというのが私の考え方でございまして、恐らく海外にサーバなんかがあると国際私法なんか関係してくるのではないかと思います。なので、今この部会で公告の点についてだけで対応するというのではなく、全体として様々な対応が問題となるということをご認識していただいて、今後御検討いただくことが良いのではないかとおっしゃったので、発言させていただきました。失礼いたしました。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。御発言いただいた委員、幹事の数としては、乙案というか、なかなかここでこの問題に決着を付けるというのは難しいのではないかと、破産法全体の制度を整合的に考えて議論すべき問題ではないかという御意見が多かったように思います。ただ、もちろんそうではなくて、喫緊の問題としてここで解決すべきであるという御意見も示されましたので、この段階ではまだ取りまとめというか、部会としてのコンセンサスが得られたということではないと思いますので、次の機会にまた事務局の方から原案をお示しいただいて、それに基づいて更に議論を続けていきたいと思いますが、事務局は大丈夫ですか。

それでは、そういう形で本日のところはこの部分はこの程度にさせていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、やはり公告の問題ですが、部会資料26ページ以下、今度は非訟事件（公示催告事件）における公告の問題であります。（1）、（2）ありますが、併せて事務局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 この項目では、非訟事件（公示催告事件）における公告に関して、（1）裁判所設置端末の利用、及び（2）裁判所のウェブサイト掲載について記載をし、取り上げ

ております。それぞれ御議論いただければと思います。

関係する意見募集の結果といたしましては、参考資料5の222ページ以下に記載をしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この部分、公示催告における公告の点について、御質問でも御意見でもお出しを頂ければと思います。

いかがでしょうか。皆さん、破産の議論でお疲れになったかもしれませんが、この部分、もし御意見があれば、是非お伺いしたいと思います。

特段ございませんですか。事務当局から何か確認は。

○脇村幹事 脇村です。端末の利用については皆さん、御異論ないのかなと伺っていて思いました。恐らく公告については、先ほどの議論も踏まえて私たちの方でももう一度部会資料を切らないといけないと思っておりますので、また改めて提示させていただきたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。それでは、また事務当局からの御提案を踏まえて、もう一度議論をしていただければと思います。

それでは、公告の部分の最後ですが、資料28ページの（後注1）及び（後注2）のところですね、家事事件の公告の話であります、これについて事務当局から御説明をお願いいたします。

○大庭関係官 この項目は、家事事件の手續における公告について（後注1）、（後注2）のとおり取り上げております。それぞれ御議論いただければと思います。

関係する意見募集の結果につきましては、358ページ以下に記載をしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この部分について御発言があれば、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。特段ございませんか。

それでは、これも先ほどの取扱いと同じといたしますか、また破産事件の公告等も含めて具体的な案をお示しいただいて、それに基づいて議論するというにできればと思っております。

それでは、公告については以上ということになりまして、資料の最後になろうかと思っておりますが、部会資料28ページ以下、「第5 民事執行（単純執行文）」についての御審議を頂きたいと思っております。まず、事務当局から説明をお願いいたします。

○大庭関係官 この項目でございますが、単純執行文を維持することについて取り上げておりますので、御議論いただければと存じます。

関係する意見募集の結果につきましては、参考資料5の59ページ以下に記載をしております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、これも御質問でも御意見でも結構ですので、御自由にお出しを頂ければと思います。

いかがでしょうか、この点、ずっと議論はしてきたところでありますが、結論的には単純執行文を維持するということかと思っております。

○青木幹事 ありがとうございます。青木です。単純執行文の廃止については、単純執行文

と結び付いている制度について更に検討すべき事項があるということで、差し当たりは維持するという結論として異存はございません。ただ、その上で単純執行文を維持し、執行機関以外の機関が執行力の発生や消滅の判断をするという現状を維持するとした場合に、IT化された後にどのようになるのかがよく分からないということがございまして、例えば仮執行宣言付判決が債務名義となり、それに執行文が付与された後に、判決が上訴により取り消された、にもかかわらず強制執行の申立てがされたといたします。この場合に、執行機関が債務名義の執行力は既に消滅しているということで強制執行を開始しないということになるのかという問題でございます。

この問題は紙媒体の債務名義でもある問題なのですが、電磁的記録の債務名義の場合には、執行機関がその確認をする際にシステムにアクセスをし、システム上、例えば仮執行宣言付き判決の取消しのような執行力の消滅が恐らく執行機関にも判明するのではないかと思います。この場合に、債務名義の執行力の消滅について、執行機関が職権で考慮することができるのか、あるいは執行文の付与された債務名義が提出されている以上、執行機関は手続を開始しなければならないのか、すなわち債務者が民事執行法32条の執行文付与に対する異議の申立てや、民事執行法40条の執行取消文書の取消しといった手続をとることで債務名義の執行力の消滅を反映するということになるのか、この部会においてということではございませんが、検討すべき問題であるように思いました。

この点については、単純執行文を残し、執行機関以外の機関が債務名義の執行力の判断をするとしても、執行機関においてシステム上、債務名義の執行力が失われていることが容易に判明するという場合には強制執行手続を開始しないと、その限りでは執行機関にも執行力の判断権限を認めるべきではないかと考えておりますが、私としても引き続き検討したいと思っております。意見でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。重要な問題の御指摘であったかと思っておりますが、事務当局は何かコメントが。

○脇村幹事 脇村です。青木先生がおっしゃった点も含めて、この単純執行文制度を廃止した場合については、執行裁判所の役割が大きく変わってくることで、正にそういった問題が更に大きく出てくるのだらうと思っております。また、今先生がおっしゃったとおり、維持したとしても現実問題として明らかになるケースが今よりも増えるといえますか、執行裁判所が事実上知ってしまうということも含めて、あると思っております。その役割について、恐らく法律上は従前どおり、停止文書の提出あるいは停止申立てをしたケースに限って止めるという立て付けの法律にはなるとは思いますけれども、先生がおっしゃった解釈論として本当にそれでいいのかという問題は、恐らく法律文言とは別の問題として更に検討すべき問題であるということは何って、思いました。ただ、その問題についても恐らく、事実上知ってしまったことを捉まえて、本当にいいのかどうか、それは役割分担として、いいのかどうかといったことも検討されることだらうと思っておりますが、そういったことも含めて、廃止した場合には真正面からそれが正に問題になってくることも含めると、やはり引き続き検討すべき課題が多いのかなという印象は抱いているところです。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

○小澤委員 単純執行文制度を維持するとしても、現行の実務で行われている判決正本等を

本案裁判所に提出して執行文となる書面を合綴するというような手続のままだと、IT化が目指されている中、迂遠なように思っています。電子的記録による判決正本であれば添付省略を認めるなど、単純執行文制度を前提としつつもシステム設計上の工夫を図る余地はあるのではないかという意見も内部からはございましたので、こういった実務改善を意識していただき、システム設計において合理化を目指していただきたく存じます。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○山本(克) 委員 ありがとうございます。今の小澤委員のお話は、単純執行文の問題に限らず、正本概念を維持するかどうかという問題だと思いますので、電磁記録で判決書が作成された場合に正本概念が本当に必要なかどうかという辺りの方が、単純執行文の問題よりも、より重要なのではないかと、つまり承継執行文についてすら同じようなことがあり得るわけですので、そういう観点からの検討が必要だと思います。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。御指摘のとおりかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、仮に維持したとしても、電子化された手続の中でその執行文の機能というのがどうなっていくかということは、解釈論を含めて問題が残るという御指摘は頂きましたが、基本的にこの単純執行文制度を維持するという方向については特段の御異論は示されなかったと理解をさせていただきたいと思えます。

それでは、よろしければ、本日予定していた審議は以上ということになりますけれども、全体を通して、もし何か御発言があればこの際、お願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

○橋爪幹事 単純執行文の件なのですけれども、最高裁としては事件記録の電子化を前提として、単純執行文制度の廃止に賛成する意見を述べてきたところではあるのですが、これまでの部会における議論などを通じて、様々な理論的な問題があることは理解したところですので、紙の債務名義も相当残る当面の間は現行制度を維持するという方向性に反対するものではありません。

もっとも事件記録が電子化され、裁判所間における情報連携なども容易になっていくと考えられることを踏まえたと、現行の単純執行文制度が将来的にもベストの制度設計であるとは考えておらず、訴訟から執行への手続をシームレスなものにして、当事者の利便性を高めることなども含めて、より合理的な制度設計を追求していく必要があると考えております。そのため、今後しかるべきタイミングで単純執行文制度の廃止に向けた検討を改めて行っていただきたいと考えておりますし、その際には最高裁として必要な協力を惜しまないつもりでいます。

○山本(和) 部会長 ありがとうございます。執行文制度というものが創設された歴史的な沿革とその理由も、当然のことながら、こういうインターネット時代になってくれば変わってくるということだと思います。その理論的な検討も我々研究者にも求められてくるのかなと思うところではありますが、当面は少なくともこの単純執行文制度を維持するという点については、おおむね当部会でもコンセンサスを得られたということかと思えます。

それでは、本日の審議はこの程度にさせていただきます。

次回議事日程等について、事務局から御説明をお願いいたします。

○脇村幹事 次回の日程ですが、日時は令和4年12月2日金曜日で、大変申し訳ないですが、時間は午後1時から6時まで予定しております。場所は法務省7階共用会議室6・7で予定しております。

今回は、今回取り上げなかった論点を中心に、できるだけ要綱案のたたき台の形で説明させていただきたいと思っておりますので、今、鋭意資料作成中でございますので、また来週、いつもどおり送らせていただくべく何とか頑張りたいと思っておりますのでございます。

○山本(和)部会長 ということで、だんだん要綱案に向けた詰めの議論の段階に入っていきますので、皆様には引き続き御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。

本日も長時間にわたり熱心な御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

—了—